

第1回 まちづくり常任委員会会議録

令和5年2月28日（火）
委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告（10時35分）
- 2 調査事項
 - (1) 総務財政課所管
 - ①令和5年度 幌延町各会計予算（案）の概要について
 - (2) 保健福祉課所管
 - ①令和5年度 保健福祉課所管 新規・拡充事業について
 - ②令和5年度 介護サービス事業所への運営等支援について
 - (3) 総務財政課所管
 - ①幌延町公共施設等総合管理計画（案）の概要について
 - (4) 住民生活課所管
 - ①幌延町におけるカーボンニュートラルへの取組みについて
 - ②令和5年度 幌延町国民健康保険について
 - (5) 産業振興課所管
 - ①問寒別地区国営農地再編整備事業について
 - (6) 建設管理課所管
 - ①令和5年度より地方公営企業法が適用される幌延町簡易水道事業会計及び幌延町下水道事業会計における予算概要について
 - (7) 教育委員会所管
 - ①小中一貫教育の進捗状況について
 - (8) 企画政策課所管
 - ①まちの拠点整備に係る検討状況について
 - ②問寒別地区「地域づくりビジョン」策定進捗状況について
 - ③幌延町地域公共交通計画策定について
- 3 その他
- 4 閉会宣告（17時13分）

○出席委員（7名）

委員長	3番	斎賀弘	孝
副委員長	2番	佐藤忠	志
委員	1番	高橋秀	明
委員	4番	植村敦	敦
委員	5番	無量谷隆	隆
委員	7番	西澤裕	之
委員	8番	高橋秀	之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	青木順一
総務財政課長	早坂敦勝
住民生活課長	古草勝紀
保健福祉課長	村上貴隆
企画政策課長	角山隆一
建設管理課長	島田幸司
教育次長	伊藤一男
総務財政グループ主幹	渡邊智民
保健グループ主幹	山本恵美
企画政策グループ主幹	伊山英貴
地域対策室長	山下智昭
農林グループ主幹	新野貞治
建設管理課技術長	植村光弘
保健推進係長	長山美保
包括支援係長	清水和也
社会福祉係長	斉藤徹
企画調整係長	梶淳
建設管理課管理グループ上下水道係長	宮下勇人
建設管理課管理グループ主査	鎌田和巳
管理グループ主任	植村瞭平
生活グループ主事	浅海太郎
事務局長	岡田英樹
事務局主任	横山薫

齋賀委員長

それでは御着席ください。

定刻になりましたので、ただいまより令和5年第1回まちづくり常任委員会を開会したいと思います。

本日の出席委員は全員出席でございます。

初めに、野々村幌延町長から挨拶があります。

野々村町長

皆さんおはようございます。

令和5年度第1回まちづくり常任委員会に御参集いただきましてありがとうございます。

今回の常任委員会、本当に大変申し訳なく盛りだくさんの審議事項がございます。

所管、全てが8か所、各部署に、2、3件ずつ各部署にあるという大変きつい時間で審議をしていただかなければならないかと思っておりますけれども、ぜひとも忌たんのない御意見等を頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。それでは早速調査事項に入りたいと思います。

調査事項1、総務財政課所管「令和5年度幌延町各会計予算（案）の概要について」説明を求めたいと思います。

早坂総務財政課長

それでは私の方から「令和5年度幌延町各会計予算（案）」の概要について、お手元に配布の各会計予算説明資料により御説明申し上げます。

なお、新年度各会計予算説明につきましては、本会議において提案理由説明をすることから、内容については主な事項の説明とさせていただきますので御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2ページをお開きください。

1、各会計別当初予算総括表を御覧ください。

令和5年度幌延町各会計予算の合計は72億2,380万6千円で、前年度当初予算対比11億3,027万3千円、18.5%の増です。うち一般会計予算は55億500万円で、前年度当初予算対比8億500万円、17.1%の増となっています。増額の主な要因は、こざくら荘施設整備に係る補助、斎場改修事業、町道幌延北進線を始めとする道路改良事業、橋梁長寿命化改修事業、総合体育館自家用発電機等整備事業などによるものでございます。

その下の表2、当初・繰越予算の状況を御覧ください。

令和4年度一般会計予算の繰越明許費は、この度の3月定例会に提案する補正予算で設定予定の1,607万1千円が令和5年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は55億2,107万1千円、全会計の合計は72億3,987万7千円の予算規模となります。

それでは一般会計予算の主な増減について説明いたします。

始めに歳入ですが、9ページをお開きください。

1の1、歳入款別予算額の内訳の右側の増減欄を御覧いただきたいと思います。

1款、町税では2,688万8千円、4.8%の減となっておりますが、これは物価高騰等による事業所得の減に伴う町民税の減、及び償却資産の減価に伴う固定資産税の減少が主な要因です。

10款、地方交付税では5千万円、2.3%の増で、予算額は22億2千万円を計上しています。これは普通交付税の増額見込み分のみを計上しており、特別交付税は交付実績を勘案して前年度当初予算据え置きとしております。

以下、事業費等に係る国、道などの支出金、財源に係る繰入金、受託事業収入など、資料記載のとおりとなっております。国庫支出金では、橋梁長寿命化改修事業の事業量増加に伴う増となっております。

次に歳出ですが、14ページをお開きください。

上の表1の1、歳出款別予算額の内訳の右側の増減欄を御覧ください。

1款議会費では510万2千円、10.4%の増で、主な要因は令和5年の町議会議員選挙による定数8人の確保に伴う人件費の増などによるものです。

2款総務費では、4,018万円、5.6%の減で、主な要因は自治体情報セキュリティ強化対策事業及び戸籍住民基本台帳事業のコンビニ交付システム更改業務の完了による減などによるものです。

3款民生費では8,619万1千円、11.9%の増で、主な要因は国民健康保険診療所特別会計繰出金及び、こぞくら荘支援事業の施設整備支援補助金の増などによるものです。

4款衛生費では7,037万7千円、25.5%の増で、主な要因は斎場の改修事業及び簡易水道事業特別会計繰出金に変わる簡易水道事業会計補助金の増などによるものです。

6款農林水産業費では1億7,101万7千円、21.2%の減で、主な要因は強い農業担い手づくり支援事業が増となる一方、問寒別地区草地畜産基盤整備事業の減、農道橋梁長寿命化改修事業及び問寒別地区道営畑地帯総合整備事業の完了、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業の工事費の減などにより総体的に減となりました。

7款商工費では1,338万8千円、8.8%の増で、主な要因は地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業の増などによるものです。

8款土木費では6億372万円、75.3%の増で、主な要因は町道上問寒10号線道路横断管改修事業及び町道幌延北進線を始めとする各道路改良事業の増、橋梁長寿命化改修事業における対象橋梁の大幅増、下水道事業特別会計繰出金に変わる下水道事業会計補助金の増、公営住宅長寿命化改修事業の増などによるものです。

9款消防費では1,941万円、14.2%の増で、主な要因は北留萌消防組合負担金のうち小型動力ポンプ付き積載車の更新に伴う増などによるものです。

10款教育費では1億5,182万2千円、37.5%の増で、主な要因は学校ネットワーク等更改業務、幌延中学校校舎屋上防水改修事業、パークゴルフ場の電気設備改修事業、総合体育館自家用発電機等整備事業の増などによるものです。

12款公債費では6,618万7千円、10.8%の増で、町債の借入残高の増によるものです。以上が歳出の主な増減です。

19ページをお開きください。(6)町債の発行事業です。

一般会計の町債の令和4年度末現在高は、32億6,869万9千円となる見込みで、令和5年度の発行見込額は9億6,530万円、償還元金は6億7,888万7千円で、令和5年度末現在高は35億5,511万2千円になる見込みです。

20ページをお開きください。(7)基金積立・取崩額及び充当事業です。

一般会計が所管する基金の令和4年度末現在高の合計は、59億5,292万6千円の見込みで、令和5年度の積立額は1億1,682万7千円、取崩額は4億9,855万円で、令和5年度末の基金現在高の合計は55億7,120万3千円になる見込みです。

取り崩し予定の主な基金は、財政調整基金1億960万円、ふるさと創生基金1億2,810万円、ふるさと応援基金1,600万円、公共施設等整備基金1億6,500万円、地域公共交通活性化基金1,600万円、森林環境譲与税基金1,748万円などとなります。取り崩しは町債の繰上償還や地方創生事業、公共施設等の整備・補修事業等の財源になります。今後、基金に依存した予算に注意を払い将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいります。

ページ飛びますが、25ページから32ページにつきましては「主な事業の概要」と「繰越事業の概要」を掲載しており、又、33、34ページの表は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する事業を再掲しまとめた表になります。

35ページからになります。公営事業会計等の予算の概要を説明しております。

令和4年度までは特別会計と称しておりましたが、簡易水道事業及び下水道事業が公営企業会計になることに伴い、他の会計と明確に分類することで分かりやすく表現することとし令和5年度から名称を変更して表記しております。

なお、国保、診療所、後期高齢、介護の各特別会計が公営事業会計となり、簡水と下水は公営企業会計という分類になります。

まず、国民健康保険特別会計ですが、(1)歳入歳出款別予算額の内訳を御覧ください。

予算額は3億5,382万7千円で、前年度との比較は6,676万円、15.9%の減です。

主な増減としては、歳入では、国民健康保険税で1,127万9千円の減、道支出金では普通交付金などで4,985万2千円の減、繰越金500万円の減などです。

歳出では、総務費437万5千円の減、保険給付費4,001万4千円の減、北海道に保険料として納める国民健康保険事業費納付金876万3千円の減、諸支出金で737万8千円の減、予備費で700万円の減などです。

次に36ページの国民健康保険診療所特別会計ですが、予算額は3億9,468万4千円で、前年度との比較は1,274万6千円、3.3%の増です。

主な増減としては、歳入では、入院料で542万1千円の減、外来診察料で1,424万7千円の増などです。

歳出では、診療所業務費1,706万9千円の増、医療機器等整備事業1,107万9千円の減、LED化改修事業の完了により332万1千円の減、スプリンクラー整備事業で668万1千円の新規計上などです。

37ページの後期高齢者医療特別会計ですが、予算額5,073万1千円で、前年度との比較は546万5千円、12.1%の増です。主な増減としては、歳入では、保険料149万8千円の増、繰入金396万7千円の増です。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金551万3千円の増などです。

次に、38ページ、介護保険特別会計ですが、保険事業勘定は、予算額2億1,656万6千円で、前年度との比較は1,080万6千円、4.8%の減です。主な増減としては、歳入では、国庫支出金115万3千円の減、繰入金885万4千円の減などです。歳出では、総務費847万6千円の減、保険給付費201万2千円の減などです。

39ページの介護サービス事業勘定は、予算額840万円で、前年度との比較は42万8千円、5.4%の増です。主な増減としては、歳入では、サービス収入で98万7千円の増、繰入金55万9千円の減です。歳出では、総務費、事業費併せて42万8千円の増となっております。

又、ページ中段から下「総計」の表ですが、介護保険特別会計の予算総額は2億2,496万6千円、前年度との比較は1,037万8千円、4.4%の減となります。

次に、40ページ、簡易水道事業会計ですが、ページの一番下、総計の表を御覧ください。支出予算額は1億4,587万2千円となりました。令和5年度から法適用化事業へ移行するため、単純な比較にはなりません、前年度との比較は5,615万8千円、62.6%の増です。

主な理由としては、新たに減価償却費を計上したことによる増及び道路改良事業に伴う水道管敷設工事による増などとなっております。

なお、簡水及び下水道の法適用化事業への移行に関しましては、このあと担当課より詳細な説明を行うこととなっております。

42ページの下水道事業会計ですが、こちらもページの一番下、総計の表を御覧ください。

支出予算額は5億4,872万6千円となりました。前年度との比較は3億2,804万2千円、148.6%の増です。

主な理由としては、新たに減価償却費を計上したことによる増、及び、道路改良事業に伴う下水道管敷設工事による増、下水道管理センター修繕工事による増などでなっております。

概要の説明は以上となります。

本会議において、詳細な提案理由を申し述べさせていただき、質疑をお願いしようとするものです。

以上、令和5年度幌延町各会計予算案の概要についての説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございました。

詳細については本会議という報告がありましたけども、今の説明の中で何か特に尋ねたいことがありましたら、手を挙げて指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

ありませんか。

(「はい」の声あり)

ではないようですので、この件についてはこれで閉じたいと思います。

また本会議でよろしくをお願いします。

皆さんその場で、暫時休憩してください

(10時50分 休 憩)

(10時53分 開 議)

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

調査事項の2に移りたいと思います。

2、保健福祉課所管「令和5年度の幌延町保健福祉課所管の新規拡充事業について」
であります。それでは課長説明をお願いします。

村上保健福祉課長

それでは、「令和5年度保健福祉課所管新規拡充事業」についての説明をさせていただきます。

当課保健グループが所管する母子保健事業及び予防事業において、令和5年度から新たに2事業を実施することとしたほか、継続事業のうち2事業で一部内容を拡充して実施することといたしました。

新たに改修する事業は、国において昨年12月2日に成立した、令和4年度第2次補正予算で創設されました出産子育て応援交付金を活用した、妊娠期から出産子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、経済的支援を一体として実施する出産子育て応援事業と、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とし、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業の2事業です。

一部内容を拡充して実施する事業につきましては、予防接種法に基づく定期予防接種の対象外である予防接種のうち町の行政措置予防接種として経済的負担の軽減と、各疾病の発症と重症化を防止し、町民の健康の保持増進を図ることを目的に実施しています任意予防接種費用助成事業と、母子保健、母子健康保健法で定められた、乳幼児健診のうち、3歳児健診の2つの事業で、任意予防接種費用助成事業につきましては、おたふく風邪の予防接種に係る助成回数を1回増やすこととし、帯状疱疹の予防接種の助成対象ワクチンの種類を1種類追加するものです。

3歳児健診は、検査項目とされている資格検査の精度を上げ、弱視や目の異常を早期発見、治療開始を可能とするため、屈折検査機器を導入することといたしました。各事業の内容につきましては、お手元に配付させていただいております資料に沿って、初めに出産子育て応援事業を担当の清水から、その後残る3事業を、担当係長の長山からそれぞれ概要を説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

斎賀委員長

それでは清水係長をお願いします。

清水包括支援係長

それではまず初めに新規事業であります出産子育て応援事業について説明させていただきます。それでは資料の方をめくって2ページ目を御覧ください。

まず初めに国が創設しました出産・子育て応援交付金の概要について、厚生労働省資料を基に説明させていただきます。

事業の目的ですが、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となる中で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金として創設されました。

事業の内容につきましては、妊娠届出時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図り、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、総額10万円相当の経済的支援を一体として実施する事業への交付金です。

全体像につきましては、中段にあります「妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ」にありますとおり、妊娠期から産後の育児期まで切れ目のない支援を続けるもので、実施主体は市町村、本事業における補助率については、伴走型相談支援、国が2分の1、道及び町が4分の1。経済的支援については、国が3分の1、道及び町が6分の1となっております。又、本事業実施に伴うシステム構築等導入経費は国が10分の10となっております。

次ページを御覧ください。

伴走型相談支援の面談実施イメージですが、本支援は孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少なくない状況を鑑み全ての妊婦や子育て家庭を対象とし、出産・育児の見通しを立てるための面談について、妊娠届出時、妊娠8ヶ月前後、出生届出時から乳児家庭全戸訪問までの間で実施し、面談対象者は、妊婦・産婦に加え、夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することが推奨されています。妊婦に対し、妊娠届出時に面談を実施し子育てガイドを一緒に確認しながら、出産までの見通しを寄り添って立て、その後、妊娠8ヶ月頃の妊婦や夫に対し面談を行い、産前産後サービス利用を検討・提案するほか、育児体験教室を紹介し、実際の支援サービスとして出産前教室など想定しています。

最後に出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦に対し、出生届出後に面談を行い、子育て応援ギフトを支給するほか、悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介、産後ケア等のサービス紹介、育休給付や保育園の入園手続き、求職相談窓口紹介を実施することを想定しています。

次ページを御覧ください。

経済的支援の趣旨ですが、出産・子育て応援ギフトの支給により妊婦や子育て家庭が伴走型相談支援の実施機関にアクセスがしやすくなり、産後ケアや一時預かり等の利用者負担の軽減につながる経済的支援の活用と組み合わせながら、妊婦や子育て家庭が必要な支援サービスの利用を具体的に相談・調整することで、必要な支援メニューが確実に妊婦や子育て家庭に届くこととなり、伴走型相談支援の事業の実行性がより高まるものとしています。

そのため、出産・子育て応援ギフトについては、妊娠届出時と出生届出後の2回に分け、面談を受けてアンケートに回答した方に対して支給することとし、ギフトについては、ク

ーポン、商品券や現物支給を想定されていますが、現金給付もオプションとして排除しないとされております。

以上が国が創設した出産・子育て応援交付金の概要となりますが、本町では妊娠・出生届出時の面談やアンケートについては既に実施していますので、本交付金対象を活用し経済的支援を一体とした、幌延町出産・子育て応援事業を新たに実施することといたしました。

次ページを御覧ください。

本町で実施する伴走型支援の実施方法につきましては左の方に対象がありますが、妊娠届出頃の妊婦夫婦については、母子保健事業の御案内を活用し出産までの見通し及び町が実施している助成事業について説明し、その後継続した面談を行い妊婦に寄り添った支援を実施します。

妊娠8か月頃の妊婦夫婦については、継続した面談、事業を通じ、妊婦との関係を維持するほか、栄養指導や出産後の各種手続きの説明を実施することにより、母子の健康支援、出産後の不安軽減につなげます。

出産直後の夫婦については、訪問や健診を通じて妊婦と面談を行い、寄り添った支援を実施します。又、出産後の各種手当と手続き方法について説明するほか、実施している事業についても説明します。

次ページを御覧ください。

出産・子育て応援ギフトの実施方法ですが、伴走型相談支援と並行して支給します。

支給時期は妊娠届出時と出生後の2回となり支給方法は現金とし原則、指定口座への振込と考えています。支給金額ですが出産応援ギフトが妊娠1回につき5万円、子育て応援ギフトが対象児童1人につき5万円となります。支給対象者及び支給をうけるための条件については、それぞれ定める要件を全て満たしていることが条件となります。

出産応援ギフトの対象者は、令和4年4月1日以降に妊娠届出を提出した、又はする妊婦の方、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方、妊娠届出時に保健師等と面談した方、ほかの自治体で出産応援ギフトの支給を受けていない方となります。条件につきましては、妊娠届出時に保健師等から妊娠届出時の面談を受けアンケートに回答することも必要となります。

次ページを御覧ください。

続きまして子育て応援ギフトの対象者は、令和4年4月1日以降に出生した、する子供を養育する方、原則子供と同居する母又は父、出生後に保健師等と面談をした方、ほかの自治体で、子育て応援ギフトの支給を受けていない方となります。

条件については出生後の面談を受けアンケートに回答することです。

各ギフトの対象人数について令和4年4月1日から令和5年度末の2年間で、出産応援ギフトについては46人、子育て応援ギフトについては30人と見込んでいます。

次ページを御覧ください。

予算について、令和4年度予算ですが、本事業実施においてシステム改修が必要であり、令和5年4月1日の事業開始とするため3月補正においてシステム改修委託料として10

9万4,500円、令和5年度につきましては、9月30日までを期間とした際の伴走型相談支援及び経済的支援実施経費として総額280万円を予定しています。

内訳ですが、需用費で伴走型相談支援事業が1万9千円、ギフト支給事業が6万1千円の計8万円。役務費が、ギフトの通知用の郵送料6千円と振込手数料などで1万4千円の2万円。扶助費がギフトの現金支給分として270万円となります。なお、出産応援ギフトについては遡及対象者23名を含め計34名。子育て応援ギフトについては、遡及対象者14名を含め計20名です。期間の方が9月30日までと今、計上していたところなのですが、当初、国の予算において令和4年度第2次補正予算において、

令和5年9月30日までを計上していたというところで、当初予算も予算計上そのようにしています。令和5年10月1日から令和6年3月31日の期間の方につきましては、今現在国において令和5年度予算において予算計上されていることから、本町においても令和5年度補正の方で対応していきたいと思います。

次ページを御覧ください。

支給スケジュールについてになります。4月1日施行で要綱制定、遡及対象者について支給の為の案内を送付し5月から決定支給事務を随時進めてまいります。又、4月以降の対象となる方に対しては、随時対応していきたいと思います。以上となります。

長山保健推進係長

次に新規事業「産後ケア事業」について説明いたします。

11ページを御覧ください。

産後ケア事業の目的は、心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことであり、母子保健医療対策総合支援事業に位置付けられています。令和3年4月より市町村の努力義務として規定されています。

2の幌延町のニーズと管内の状況ですが、近年、産後の乳房ケアについての相談が増えています。個人で母乳相談室に通っている方も見受けられます。宗谷管内他市町村では、名寄市にある機関に業務委託し助産師の来町による希望者へのケアを実施するなど、通所、訪問などでケアを受けられる体制を作っている自治体が多い状況です。

次に、3の令和5年度から産後ケア事業として実施する内容については、(1)から(4)に挙げている内容と考えています。内容としては、現在も保健師が行っている部分がありますが、産婦や乳児支援の専門である助産師に委託することで、乳房トラブルへの支援など、保健師が担うことが難しい部分も含めた支援を行うことができます。

次に、実施方法についてですが、対象者は出産後において身体的回復や心理的な安定を促す支援を必要とする母子とその家族、委託機関は、事業の目的を達成するために適当と認める近隣自治体の機関です。

実施方法は3つあり、1つ目は居宅訪問型で、助産師に町に来てもらい自宅へ訪問する方法です。2つ目は通所個別型で、これは助産師に町に来てもらった際、保健センターの場で実施する方法と個人で直接委託機関へ通所してもらう方法です。3つ目は通所集団型で、保健センターに来所した対象者に対して集団講話を行う方法です。利用回数については、10回を上限とし、1回あたり最大2時間です。

次に（５）の利用料金ですが、国からの通知では、「原則、利用者から利用料を徴収すること、ただし、利用者の所得には十分配慮することとし、特に住民税非課税世帯など低所得者の利用については、必要に応じて減免処置を講ずること」とされています。これについてですが、国の令和５年度の予算案で、支援を必要とする全ての産婦が産後ケアを利用することができるよう、所得のいかんに関わらず利用料の減免を導入すると示され、利用料０円とした場合にも補助の対象になるかについては現在検討中とされています。「原則として利用料を徴収すること」の記載についても変更含め検討中と示されましたが、現時点では、管内自治体の利用料等を勘案し、個別相談については、１回千円、集団講話については１回百円と考えています。なお、利用料については、委託機関で徴収する形で考えています。

次のページを御覧ください。

５の予算についてです。利用者見込人数ですが、年間の出生見込人数１６名のうち、３割程度が６回利用すると考え、２５件と見込んでいます。米印に記載していますが、準備期間を考え、令和５年６月からの開始として１０か月間を想定しています。２５件のうち、自宅への訪問と保健センターの場で行う相談で２０件、個人で通所する方を５件と見込んでいます。

令和５年度の予算ですが、歳出が利用料を差し引いて、５２万８千３百円です。歳入は保健衛生費国庫補助金、妊娠・出産保活支援事業として、補助率２分の１で２５万２千円となります。

以上で、産後ケア事業についての説明を終了いたします。

次に、１４ページから拡充事業「任意予防接種事業」について説明いたします。

１５ページ目を御覧ください。

まずは一つ目のおたふくかぜワクチンです。おたふくかぜワクチンは流行性耳下腺炎です。小学校低学年や３０代から４０代に多く、原因であるムンプスウイルスの感染後２、３週間の潜伏期を経て発症いたします。熱が出ることが多い疾患で、唾液腺が腫れることが多いです。特効薬はなく、対症療法になります。合併症は一般的に予後良好と言われてはいますが、無菌性髄膜炎、難聴、脳炎、精巣炎、膵炎などがあります。特に難聴に関しては、年間７００名から２、３００名発生していると推定されています。下の表にもありますように、ワクチン接種を受けることで合併症の発症を抑えることが可能となります。

１０ページの（２）を御覧ください。

ワクチン接種回数ですが、現在、日本小児科学会では、発症予防のために、任意接種として２回接種することを推奨しています。接種推奨時期は、麻疹風疹混合ワクチンの定期接種と同時期である１歳と小学校入学前１年間、年長さんの時期とされています。

これは集団で感染しやすくなる入学前にという考えです。２回目を受けることで、よりしっかり免疫が付くとされています。

次に（３）の本町の助成状況ですが、平成２５年度からワクチン１回分の助成を開始し、１歳から中学３年生までのお子さんに対して１回分６、４００円全額助成しています。年度によって接種率はばらつきがありますが、約７割程度です。

(4) 令和5年度についてですが、1回目の接種に加え、2回目接種についても費用助成を開始することとし、対象者は1回目を満1歳から2歳、2回目は1回目を完了した者のうち、満6歳の年度に接種した者と考えています。ただしこれまで中学3年生までを対象としていたため、令和5年度に限り15歳に達する年度の3月31日までに接種した者を含めたいと考えています。

予算ですが、予防事業の負担金として5,900円を100名で59万円。令和6年度以降につきましては、年間出生数と2回目接種対象者で大体40名前後の予算となっていく見込みです。

次に17ページを御覧ください。

2つ目の帯状疱疹ワクチンについて説明いたします。

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。皮膚症状に先行して痛みが生じ、ピリピリと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい痛み場合があります。帯状疱疹の現れる部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。加齢やストレスなどによる免疫力の低下が発症原因になることがあり、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われています。日本人の約9割は、子供のときに感染した水ぼうそうウイルスが体内に潜伏しているとも言われています。

2の帯状疱疹に関するワクチンについてです。

現在ワクチンが2種類あります。1つは生ワクチン、これは水ぼうそうのワクチンです。もう1つは不活化ワクチンで、令和2年度に認可されたものです。

現在本町では、平成30年度から生ワクチンの助成を開始しており、助成額7千円、自己負担額千円で助成しております。接種者数は右の表のとおりです。この2種類のワクチンを比較したものが次のページの表になります。

生ワクチンのメリットは、費用が安いこと、副反応が比較的軽いことですが、予防効果としては、5年を超えると50%有効性が低下することなどがデメリットです。一方、不活化ワクチンは生ワクチンより予防効果が高く、持続時間も長いことがメリットですが、デメリットが、副反応が強くなる場合があることと、2回接種が必要なこと、費用が高いことがデメリットです。このように、二つのワクチンについては長所・短所があることから、令和5年度からは生ワクチンに加えて不活化ワクチンも導入することで選択できるようにしたいと考えています。

次のページを御覧ください。

令和5年度からの助成についてですが、生ワクチンについては、助成額、自己負担額は今までどおりとし、1回目の助成から5年が経過した者については2回目の助成の対象に含めたいと考えています。不活化ワクチンについては、1回につき9千円、2回合わせて1万8千円を自己負担とし、助成額は2万800円と考えています。

(5) の令和5年度の予算ですが、生ワクチンを100人、不活化ワクチンを15人で、合わせて38万2千円計上しております。

おたふくかぜワクチン、帯状疱疹ワクチンについては次ページのとおりに任意予防接種費用助成実施要綱を改正したいと考えています。

おたふくかぜワクチンは、満1歳から2歳と就学前の1年を推奨する形で進めますが、併せて助成回数2回とまとめるかたちで記載しています。また附則の経過措置に挙げているように、現在の1回目接種の対象を中学3年生までとしていることを踏まえ、15歳に達する年度の3月31日までに接種した者も対象に含めることができるように記載しています。以上となります。

次に21ページから拡充事業「乳幼児健診における屈折検査機器導入」について説明いたします。

22ページを御覧ください。

まず乳幼児の視力の発達ですが、子供の目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6から8歳頃までにはほぼ完成します。特に、3か月から1歳半頃が最も視覚刺激の感受性が強く3歳頃まで続き、その後感受性は低下するため弱視などの場合、視力を矯正するためには感受性が低下しきる前に異常を発見する必要があるとされています。片目の弱視の場合、日常生活で大きな支障が見えにくく保護者が気付きにくいと言われています。これらのことから、3歳児健診で行う視力検査で弱視等の目の異常を早期発見・治療開始することが重要と言われています。

2の現在の3歳児健診・5歳児健診における視力検査の状況についてですが、現在、本町では3歳児健診で絵指標を用いた視力検査を自宅で保護者に行ってもらい視力の評価としていますが、正しい検査が行えているか確認できない部分や、イラストの位置を覚えて回答するお子さんが居たり、発達障害等で答えることが難しいお子さんもいます。その後行っている5歳児健康相談の視力検査で、視力に左右差があることや視力が低いことが判明し受診してもらうお子さんが年に1、2名います。受診により眼鏡の使用が開始になっているお子さんもいます。これらの状況から、現在の3歳児健診の検査方法では、異常を見逃す可能性があります。そこで、弱視の大きな原因となる斜視や屈折異常を測定する機器を健診で併用することで弱視の発見を向上させたいと考えています。

3の屈折検査機器についてです。スポットビジョンスクリーナーという名称で、自動判定機能付きのものです。検査距離約1mから両目同時に測定します。検査は数秒で終了します。弱視の危険因子となる斜視、屈折異常を僅か数秒でスクリーニングできる機器です。3歳児健診で99.7%発達障害児でも91%と検査が実施できる率は高いです。ワイヤレスでプリンターに接続することで、検査結果票を作成することができます。又、検査は保健師が行うことができます。視力そのものを評価することはできないため、視力検査を補完するために併用する形が望ましいとされています。

4、管内での利用実績ですが、管内で導入しているのは1自治体のみですが、11名中2名の要精密検査者が出ています。これまで行っていた視力検査は問題なく行っている子どもの異常の検知につながっているようです。

令和5年度予算についてですが、歳出は、機器の145万2千円、専用プリンター8万8千円で合計154万円となります。歳入については、保健衛生費国庫補助金として、2分の1の補助があり77万円となります。

最後のページの検査機器の写真と結果表を載せています。以上となります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは一つ一つ、行ってもよろしいですか質疑。

(「聴取不能」)

では今承諾いただきましたので一つ一つ、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

まず最初に幌延町独自の出産子育て応援事業の1「伴走型相談支援の実施」これについて何か委員の皆さんから意見、質問がありましたら指名を受けて発言してください。
無量谷委員。

ただいまの説明にありましたが、幌延町でこの40名の1年間の出生率って感じでありますけど、これは例年どおりという、前年度あたりよりは多くなっているんじゃないかなって感じはしたのではないか、その辺のところと、あるいは、今、町が支援する段階で、経済的な部分の、町の所得制限というか、制限あつての補助金なのか、あるいは制限なしの補助金として出されるのか、その辺ちょっと聞きたいです。

清水包括支援係長

ただいま御質問あつた支給の制限の方につきましては特にありません。制限といたしましては、まず、妊婦の方についてはきちんと病院のそういうふうには検査を受けて、面談を受けてアンケートに回答するというところの、要件を満たしていれば大丈夫です。子育て応援につきましても、生まれた後に面談とアンケートということで、そっちの方を実施すればということになりますので、ほかに所得とかという条件については特にありません。以上です。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

もう一つ、人数ですね。

村上保健福祉課長

出生数の話ですけれども、基本的に7ページに記載のある出産応援ギフト、こちらについては母子手帳交付の際の妊婦届出時に対象となる方ということで、それぞれ各年度1年間12か月で23人ずつということで、既にもう令和4年4月1日からの妊婦さん、妊娠届をもう出されている方ということで、この3月31日まであと1か月で想定して23名ということで出しています。

また、子育て応援ギフトについては、出生届出後ということで、今年度については、14名、来年度の出生数については16名ということで想定をしているということです。

斎賀委員長

よろしいですか。

(無量谷議員「はい」)

ほかに委員ありませんか。

ないようでしたら次いってもよろしいですか。それでは続いて産後ケア事業について。

西澤委員

産後ケア事業についてお伺いをいたします。

実施方法、利用回数、利用料金とありますが、実施方法が3つありまして、利用回数を、事業を利用できる回数は10回を条件としというのがあります。これは、一つの方に対して10回なのか三つ合わせて10回なのかまずそこから伺います。

長山保健推進係長

全て合わせて10回と見込んでいます。

西澤委員

次のページの予算についてのところで利用見込み人数というところがございまして、大体25件を見ているというところなんです。事業を利用できる回数が10回を上限とし、というところがありますので、考え方、姿勢として、予算は計上するけれども想定を超えた場合は補正予算できちんと対応するのかそれとも、利用者に利用制限を設けるのかその辺の姿勢というところをまず伺いたいです。

村上保健福祉課長

こちらについては新規事業として、ケア事業を来年度から開始したいというところがありますけれども、今までの妊婦さん、産婦さん等で保健師が関わっていく中で、この事業を使った方がいいだろうというような想定がされる産婦さん等を今までも居たというところで、利用見込みというところを算出し、25件程度予算を計上しておけば足りるであろう想定ではありますが、万が一、必要数も各年で出生数も変わるでしょうし状況も変わるでしょうから、もし不足が、必要であれば、補正予算での対応というふうにさせていただきますかと思っておりますのでお願いします。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「一同無言」)

それではないようですので次、3つ目14ページ「拡充任意予防接種費用助成事業」について委員の皆さんの意見を伺います。

(「ありません」の声あり)

では次、21ページからの「拡充屈折検査機器導入」について、これについて委員皆さんの意見を伺います。

(「ありません」の声あり)

それでは全体を通してありますか。保健福祉課主管の新規拡充事業。

無量谷委員

今ちょっと聞き逃したのですが、一応、おたふく風邪とかワクチンあるのですが、これ中学生までという感じであるのですが、このワクチン接種については診療所でやろうという感じだと思うのですが、そうするとある程度、学校を休んで行かなくてはならないという状況があります。そういう父兄、子供の負担とかそういうワクチンの接種の仕方があるので、あるいは春休みだとか夏休み、冬休みその時期に合わせてこのワクチン接種集団である程度、企画してはどうかという感じはするんですけどその辺の考え方とか、平日ならいつでもいいよとか、その辺ちょっと流れを聞きたいんですけど。

長山保健推進係長

基本的に集団接種ではなく個別接種で考えていますので、個人の受診しやすい体制で行えるよう今後も検討していきたいと思えます。以上です。

無量谷委員

そうするとある程度学校休まないで行きたいというふうになれば、やはり夏休みだとか春休みに向けて受診してもいいのかなという感じでその辺の絡みを再度聞きたいです。

村上保健福祉課長

こちらのおたふく風邪ワクチンの予防接種については、診療所への予約をして接種という形になります。

基本的に来年度以降につきましては、就学前のお子さんが対象になりますので、学校を休むとあって事は、こども園は行って退園した後という形を希望であれば、午後の時間帯とか、診療所での時間が合えば予約が取ればという形にはなります。ただ来年度については中学生まで対象を経過措置として設けますので、そちらについても年間通して予防接種受けることができますので、夏休み春休み等の長期休みで調整して、診療所と予約を入れて接種するということが今現在も可能になっておりますので、それは来年度も引き続きそのような形で実施を考えておりますのでよろしくお願ひします。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「一 同 無 言」)

ないようですので、保健福祉課所管新規拡充事業についてはこれで閉じたいと思えます。ちょっと皆さんその場で休憩してください。

(11時33分 休 憩)

(11時34分 開 議)

村上保健福祉課長

これまで、社会福祉法人幌延町社会福祉協議会が運営する訪問介護事業と、社会福祉法人幌延福祉会が運営する特別養護老人ホーム、短期入所介護事業、通所介護事業の安定運営に必要な支援をこれまで行ってまいりました。

各事業所においては、経営努力をしていただいているところではありますが、収支不均衡が続いておりますので、令和5年度につきましても引き続き経営努力を求めるとともに、運営費の一部や施設整備経費等に対し補助することで本町の介護サービス提供体制を維持していきたいと考えております。

補助内容等の詳細につきましては、担当係長の齋藤から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

齋賀委員長

齋藤係長お願ひします。

齋藤社会福祉係長

初めに、町内における介護サービス事業の位置付けと状況について改めてお伝えします。1ページを御覧ください。

介護保険サービスの種類は大きく3つに分類されますが、在宅で生活しながら受けられる「居宅サービス」は、訪問系、通所系、短期入所系、その他の4つの系統がありま

す。施設サービスは、施設に入所した人に提供されるもので以下5つあり、事業所のある市町村に住む高齢者に提供される「地域密着型サービス」は、訪問・通所型、認知症対応型、施設・特定施設型の3つの系統があります。

このうち、町内の事業者から受けられるサービスは赤文字部分であり、幌延町社会福祉協議会の事業所では訪問介護を、幌延福祉会の事業所では、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設のサービスを提供しています。緑文字部分は町外事業所で提供されるサービスで、黒文字部分は関連事業所が町内にはなく、提供ができないサービスであり、町内の2事業所が果たす介護サービスは、非常に貴重なものであり、町として引き続き支援が必要と認識しております。

それではまず、幌延町社会福祉協議会にあります訪問介護事業所に対する運営支援事業ですが、2ページを御覧ください。

この訪問事業所は、町内で生活する高齢者に対し、訪問介護員を派遣し、食事や排せつ、入浴等をお手伝いしています。人員は、訪問介護員5名と事務職員2名の計7名体制です。令和4年度の運営費補助ですが、決算見込は収入445万6千円に対し、支出は2,241万1千円で、その差額1,795万5千円が補助金額となります。当初予算に比べ増額となっている要因は、サービス利用回数が多い利用者の町外転出や死亡等に伴い収入が大きく減額したためと報告を受けています。

令和5年度当初予算は、収入が4年度の決算見込より126万4千円増額の572万円となっておりますが、介護員に対する国の処遇改善加算を受ける要件を満たしていることから5年度からその分の加算給付を受けることとしているためです。

一方で、支出が440万3千円増額の2,681万4千円となるのは、先ほど説明した処遇改善加算による人件費の増額に加え、これまで期限付職員として5年以上勤務していた訪問介護員1名が正規職員になることを希望しており、その場合、労働基準法に基づき正規職員として採用しなければならないことから、新年度から正規職員として採用することに伴う人件費の増額分です。

この結果、収支差額の2,109万4千円が5年度の補助金額となり、4年度の当初決算見込より増額となります。3月定例会にて、新年度予算案を提出予定ですので、事前にその内容を説明させていただきました。

続きまして、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護、通所介護に関わるサービスを提供している社会福祉法人幌延福祉会に関する各事業の運営費と施設整備に係る支援についてですが、3ページを御覧ください。

まず、令和4年度の各事業の稼働率と事業収入ですが、決算見込では、特別養護老人ホーム（特養、定員40床）に対し稼働率は92%で、収入は1億5,951万9千円、短期入所生活介護事業（短期、定員8床）に対し、稼働率は50.5%で収入は2,049万2千円、通所介護事業（通所、定員20名）に対し、稼働率は58.5%で2,026万6千円となっており、当初予算に比べ、特養と通所は減額、短期は増額となっております。

介護員、看護師の職員体制は必要人員に対し、令和5年2月1日時点で、介護員で2.3人、看護師で1人が不足している状態です。これに対し、職員募集を続けるほか外国人採用を進めているところであります。

次に運営費に対する補助金についてですが、令和5年度は運営費支援事業で6,309万1千円、施設整備支援事業で8,214万6千円としております。A3縦の4ページを御覧ください。

運営費支援事業の補助金額は、上段事業活動の収支差額、下段のその他活動の収支差額、それに予備費支出を加えて算定しており、最下段、青文字の赤字補填分、福祉有償運送事業分を合計した金額になります。

表の右端の令和5年度をみますと、事業活動収入2億724万6千円に対し、支出2億6,545万円で、その収支差額が5,820万4千円。その他活動費の収支差額が388万7千円、予備費支出が100万円を加えた6,309万1千円が補助金額となります。令和4年度当初に比べ、691万3千円の増額となります。

内訳についてですが、令和4年度当初と比較すると、事業活動の収入は同程度ですが、支出のうち、事業費で721万9千円増額しており、光熱水費の高騰が主要因となっております。施設照明のLED化を行い節電対策を進めていますが、議員皆さん御承知のとおり、電気料金が高額となっていることに加え介護ソフトの更新に係る経費も必要なことから事業費が増額となっております。

続いて、施設整備支援事業の補助金ですが、5ページを御覧ください。

令和5年度は、施設の屋上防水と外壁塗装工事に7,921万1千円、正面玄関の自動ドア取替に126万5千円、食器消毒保管庫購入に116万円、包丁・まな板殺菌庫購入に51万円で、合計8,214万6千円となっております。備考欄に経過年数等の記載がありますが、自動ドア、食器消毒保管庫、包丁・まな板殺菌庫がかなり古くなっており、現在部品もなく改修も難しいことから入替を予定しているものです。

このうち高額となっている屋上防水と外壁塗装工事について詳しく説明しますと、施設は平成6年度に建設され以降、既設とします、その後平成19年度に通所介護利用部分の一部を増設、平成22年度に特養施設利用部分の一部を増設し、現在の形となっております。右下にあります平面図は施設のものになり、既設は赤い部分、平成19年度増設は中央橙色部分、22年度増設は左下の水色部分となります。建物の長期維持のため、平成19年度に既設部分の屋上防水と外壁塗装工事を実施しております。一般的には防水・塗装は、耐用年数が10から15年で再塗装しない場合、既存の基本塗装がはがれ、雨漏りやひび割れ等が発生し再工事の難易度や工費が高くなります。前回塗装工事から16年が経過していることから、令和5年度に再塗装工事を予定しているものです。工事範囲は、既設と増設、平成19年度増設、平成22年度の増設の部分の屋上部分の計3,433㎡、既設と平成19年度増設の外壁・天井・鋼製建具で計2,486㎡になります。工法は、屋上はウレタン塗膜積層工法と言われるもので、3層の塗料を吹き付けます。外壁・天井などは、複層塗材を2層塗布するもので、これらの工法が前回の改修工事と同様の工法でありよりシンプルでコストも低く、更に塗装を繰り返すことで建物の強度を高めることができます。工事費について、近年は工事単価の上昇が続いてい

ることから、今後上がることはあっても、下がる可能性は低いとみております。前回工事から16年が経過し、現在、屋上で少なくとも5か所で防水塗装の表面がはがれて水がたまり排水がスムーズにできていないと報告を受けております。場所は特養の個室前の廊下や事務所の廊下、相談室部分であり、入所者の生活に加え、利用者、従業員が利用する部分となります。平成19年に屋上防水・外壁塗装を行う前に、屋上の塗装がはがれた部分から雨漏りした経緯があることから、早急な塗装工事が必要と考えられます。

以上が、令和5年度介護サービス事業所への運営費等支援についての説明となります。御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染やウクライナ侵攻による世界情勢が混乱する中、幌延町にあってもその影響を多大に受ける状況ではありますが、1人でも多くの町民、高齢者がこの町で暮らし、充実した生活を送ることができるような高齢者福祉施策の必要性が高いことから御説明をさせていただきました。以上です。

斎賀委員長

ただいまの事業所の運営等支援について、委員皆さんから意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言してください。

西澤委員

訪問介護事業所のところなのですが、収入に関して介護等の事業収入なのですが、年間で540万程度の事業収入しかない。これは幌延町特有、幌延町のサービス自体が、このような収益しか産めないのか、ほかの町村若しくは民間でも、こういう訪問介護事業、行われていると思うのですが、この収入の低さというのはどこがどのような、これは何か正直すごいびっくりしていて今、これしか収入がなく、訪問介護訪問介護員さんも多くないと聞いているようなぎりぎりですと説明を受けていて、しかも、土日もやっていない朝も8時半から夕方5時で終わるといふ、そのサービス提供が原因で収入減なのか、これ、そもそも本当必要ですよ。間違いなく必要なので、それを何とか、なくすとかそんな話ではなくて、あまりにも収入の額にちょっとびっくりしたので、どのような理由というかこの収入ってどうなのですか。こんなものですか、ほかの町も、例えば民間でやっているところも。

村上保健福祉課長

介護事業収入につきましては、国が定めた介護給付単価を基に算出されておりますので、幌延町の利用者の介護度及び利用時間数等々を踏まえて積算した結果の最大限の収入というのがこの金額なので、ほかの自治体の事業所についても給付単価は一緒というふうに思いますので、ほかの事業所についても経営は厳しいものというふうに思っております。ただ幌延町の社協の事業所につきましては職員数の部分で、若干、利用の、今現在の利用者数との比較でいくと職員の充足率としては十分な職員数は今後の利用が増えたとしても対応できるだけの職員数は確保できているというふうに思っておりますけれども、民間の事業所につきましては、正規職員は管理者の1名のみで、あとはパートですとか臨時職員という形で経費を抑える形を執っている事業所が多いと思います。

ただ本町の事業所につきましては、欠員になった状態で次の職員が見つからないと言ったときにはサービス提供できない形になってしまうところから、臨時職員を継続して採用していると。近年の労働基準法の改正に伴って、5年以上有期職員、臨時職

員で採用が継続している職員については、本人が希望すれば正規職員にしなければならないというような法律改正がなっていますので、来年度以降希望があった職員を正規職員にするということで人件費が増えてきて収支差額が広がっていくというような状況が発生するというようなことになっています。

西澤委員

この訪問介護事業にしても、こざくら荘のこの事業にしても、今課長の説明にあって働き方改革等で、国のやり方というか、規制というか働き方改革などがあり大変事業所としても苦労しているなというふうに思いますし、これからの時代人口減少も含めての人手不足も含めると、あとはもうどこまで許容できるかというその赤字というか、このマイナスの収支をどこまで許容できるかという所の説明を丁寧にするしかないのかなと私自身は思っています。なので、訪問介護事業にしても最初は、土曜日曜とか年末年始とか朝この時間帯とか、夕方ここで終わるとかそのサービスに関しては、いろいろ意見はあると思いますけれども、それでもやはり今のサービスを維持しなければならないということと、その維持するためには、それ以上サービスをするのであれば、これ以上掛かりますよというところの、説明をきちんとしていくというところと、情報提供していくということが必要になっていくんだらうなというふうに思っていますので、その辺こういう事実を議会だけではなくて、例えば町の広報紙でこういうのを説明するのがいかどうかというのは確かにありますけれども、やはり町民の皆さんに知っていただくという機会は設けていかなければいけないかなというふうに思っていますので、その辺今後検討してください。以上です。

村上保健福祉課長

今議員御指摘のありましたとおり町民への理解を求めるという部分でも、ちょっと来年度介護保険の策計画の策定年でもありますのでその公表と併せてちょっと検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

佐藤委員

一つ聞きたいのですがどこの従業員数なのですが、社会福祉協議会から事務局長と2名兼務、この人件費はこれを抜いたほかの5名だけの人件費で2,600万という額、これは7名含めての額になのですか。

村上保健福祉課長

こちらの人件費の部分につきましては社会福祉協議会事務局長と事務員は、社協の事務との兼任という形にはなっておりますけれども、この事務員の部分の人件費はこちらの方の補助金の方に含まれておりますので、この補助の部分の人件費に入っている人員数というのは介護員5名と事務員の1名の6名分という形になります。

佐藤委員

さっき2,600万ってごめんなさい、下の2,300万でした。ここの介護員というのは、臨時職員、パートの人というのは何か資格を持った人が全て全員、資格がなく

てもこの介護員だとか、介護員の臨時職、パートというのは、どういう採用の仕方をしているのかなとちょっとお伺いしたいです。

村上保健福祉課長

訪問介護員につきましては研修等を受けた資格というか国の認定のものがなければサービス提供できないことになっておりますので、ヘルパー2級若しくは1級、又介護福祉士の資格を有しているパート職員についても、介護ヘルパー2級相当の研修修了者という形で採用しております。

佐藤委員

そうしますと、例えばこの職員の臨時、パートの人たちが改めて入って取る資格というのは、どういう資格があるのですが。これだけ持っていればもう十分、更にその上の資格というのは、このパートの人たち、例えば介護士なんかの資格は国家試験か何かありますよね。それはちょっとどうなっているのかなと思って聞きたかったんですよ。

村上保健福祉課長

採用する際には条件としましてはヘルパー2級以上という形で社会福祉協議会の方で募集をかけて採用しておりますので、その資格があればサービス提供は可能という形になっています。ただ処遇改善という部分でも介護福祉士を取得すると技術が上がっていくということでのサービスの質を向上という形で社会福祉協議会の方で、この処遇改善加算と併せて、有資格者には処遇改善の加算を上乗せといいますか差をつけて手当を支給するというような形に来年度以降して行くというような事となっておりますので、資格を入れてから採用されてから資格という部分では福祉有償運送という形でもこれはまた別になりますけれども、福祉有償運送という形でも提供しておりますので講習を受講していただく必要性はありますけれども、資格という部分では採用時の資格でサービスを提供できるということになります。

佐藤委員。

そうしますと例えば、少しでもやはりこういう福祉のサービスの向上、いろんなものを中に入ってから勉強したい、そして介護福祉の例えばそういうものを取りたいといったときには、この福祉協議会の中でそういう受験料だとか、補助するとか、それと介護福祉を取った、今課長言われたように、少し、対応、給料が上がるのか、何かそこら辺はどういうふうになっているのかなとちょっとお聞きしたかったのですが。

村上保健福祉課長

今現在社会福祉協議会が法人の方で資格というか取得するために助成をするとかいうことはしていないと思います。資格取得者に対する手当についても今まではなかったのですが、国の処遇改善加算を給付を受けて、その中で処遇改善加算手当として支給する部分に関しましては、資格に応じた手当額にするということで来年度以降していくというふうな報告を受けております。

佐藤委員

今、課長言ったようにできるだけこの職場もそうですが、少しでも、やはり自分の能力、いろんなスキルをアップするために資格というのは、当然取る人もいるだろうし、当然今課長言ったように資格を取るための補助はないということでもありますけど、取れ

ば今言ったように、ある程度取っただけ、介護福祉士を取れば、取ったなりの給料というのか、それは今度は加算されて行くということで理解してよろしいということですね。

村上保健福祉課長

介護福祉士の資格を取得している方については処遇改善加算の役職加算という形での額ということで令和5年度から、給与規定等を改正して支給するというふうに報告を受けておりますのでそのような認識でいいと思います。

佐藤委員

分かりました。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

植村委員

説明の中であつたと思うのですが、このこざくら荘の事業で介護士も看護師も不足しているということなのですが、2.3という事は3名程度なのかなと思いますけども看護師1名、これ5年度の予算の中ではそれらを補充した人件費として見ているのでしょうか。

斎藤社会福祉係長

令和5年度は必要人員として、表にありますとおり20.8人、3人というもので見ております。採用の方に関しては、今進めているというふうな報告を受けております。

植村委員

なかなか募集かけても、人員が集まらないというのが現状でないかなと思って大変なんだろうなと思いますけども、現状でこの3人も不足しながらやっているという事でやはり現場はかなり過剰労働な状態になっているのかなとは思っているのですが、現状どうなんですか。

村上保健福祉課長

運営状況等については数か月置きに、こざくら荘の方から報告は受けておりますけれども、この間1月末現在の状況等についても報告を受けましたけれども、やはり人員が確保できていないという状況の中で、4月1日付で、また外国人の採用ということで見込んでおきまして、若干改善がされるかなと思っていたところで、また3月末現在の退職者、希望者が出てしまったということで、採用はしても、退職が出てくるということで、今現在の4月1日時点の見込みとしても、現状と変わらず、3.3名の欠員がこのまま来年度以降、スタートも続いていく見込みということで先日報告を受けたところです。職員についても現状不足しているので、泊りですとかの回数が増えたりということで、職員の負担も増えてきている中での過重労働的な部分が要因で退職に向かっているのかというようなことも施設長には確認しましたが、退職の理由としてはそこではないということで、十分職員へのフォローもしながら今現在やってきているということでしたので、引き続きそのようなことをフォローしながら職員採用に向けて努力してくださいというようなことを先日お伝えしたところです。

植村委員

この利用率を見ますと、特養で92%見込みという決算見込みの中で92%、短期とデイサービスに関しては半分ちょっとということなのですが、利用率というのは、ずっとこのような形で来ているのでしょうか。これ予算として組んだのに対しての、予定として組んだのに対しての50%、58%という数字というのは、どうなのかなという気がしたので、お聞きするのですが、どうなのでしょう。

村上保健福祉課長

こちらについては3ページの方に稼働率が入っておりますけれども、当初予算で特養の方では、当初予算では99%の稼働率で見ているところが、決算見込みでは92%ということで7%落ちています。短期については当初予算50%で見込んでいたところが決算見込みでは50.5%ということで、稼働率については、予算時と同等程度かなと、通所については、当初予算で64%の稼働率で見込んでいるところが58.55%の決算見込みということで若干落ち込むというような見込みになっております。

当初予算で見込むときには、過去の実績等も踏まえながら見込んでおりますけれども、やはり、短期入所、ショートステイについてはその年その年での変動があるということで、ここ数年ではやはり50%前後の利用稼働率と、通所についても定員が20名ということで、その予定人数というか入れるのが20名以上入れると減算になるということで、20名以内で収めているところで、各曜日ですね。その中で当日欠席になると、給付は受けられないということになりますのでどうしても稼働率が下がっていくところは現状にあるかと思いますが、大体例年どおりでいくと、6割前後の通所も、稼働率ということで、ここについては経営努力として呼び込みはしていても、高齢者の状況に応じた変動がありますので、稼働率を上げるということになると残りは特養の部分で努力をしてもらえないかなというふうに思っておりますが、今現在死亡等によって、空きベッドが出てきているというような状態で、1月末現在でも、40名の定員に対して37名の3床が今現在空いているというところでありますので、極力100%の稼働率に近くなるように、営業等も含めてやっていただきたいということでのお願いは法人側の方にはしているところです。

植村委員

職員の数が足りないで頑張っている中で、こんな話をするのもあれかなと思ったんですけども、100%に近い形で稼働すれば、収入としてももう少しいい数字が変わってくるのかなという気がしたものですから、そんなこと聞いてみました。根本的にやはりこれあれですよ。施設の規模40床という規模がちょっとやはり中途半端な規模で、人件費の方がやはりどうしても勝ってしまうという形は否めないのかなという気がしていますけども、何とかやはり町内唯一の施設ということで、できるサービスも限られているという先ほどの報告もありますけども、外国人労働も頼りながらという形にならざるを得ないのかなというふうに思っていますけども、何とか経営改善に努力をしながら、進めていってもらいたいなというふうに思います。これ人手が足りないところでこんな話するのもあれなんですけども、給食関係の給仕さんというのは従業員の中には入っていないんですよ。これ現在、どんな、何人ぐらいの人員で食事関係どういう方がやられているのかちょっとお聞きしたいんですけども。

村上保健福祉課長

給食、食事に関しましては昨年から外部委託ということでやっておりますので、調理員につきましては人員には入っていないということになります。

調理員の体制につきましては、今現在の採用状況というか委託業者さんの方で、何名体制でやっているかというようなところはちょっと確認しておりませんが、日々、2、3名でのシフト制で対応しているというところを想定した委託料という形になっておりますので、調理員が不足したとしても、委託業者の方からの派遣、職員ですとか、冷食等を活用したとかというところでの対応ということで、業務外部委託をスタートしているところですので、そこに掛かる経費については、以前に御説明しておりますとおり数百万円の負担増という形にはなりませんけれども人員確保ができない状況の中で、そういうような形で昨年からやらせていただいているというところになっております。

斎賀委員長

ほかに質問ありませんか。

(「一 同 無 言」)

ではないようですので、以上で2番目の介護サービス事業所の運営等支援については閉じたいと思う。

以上をもって午前中の委員会は、閉じたいと思います。1時10分にまたこの会場で会議を再開したいと思います。

(12時10分 休 憩)

(13時10分 開 議)

それでは御着席ください。午後からの会議を再開したいと思います。

それではまちづくり常任委員会調査事項3、総務財政課所管「幌延町公共施設等総合管理計画案の概要について」の説明を求めたいと思います。

早坂総務財政課長

それでは「幌延町公共施設等総合管理計画案の概要」について御説明させていただきたいと思います。

すいませんお配りした計画に案が漏れているということで先ほどちょっと御指摘ありました。あくまで案ということでお聞きいただければというふうに思います。申し訳ありません。

この計画につきましては、過去、平成29年に策定したものということになっておりますが、策定から5年が経過し、その間に、ほかの個別施設計画が策定見直しをされたことを受け、それらの内容等を反映させる必要があることから、今年度中に改定することとして作業を進めておりましたが、この度パブリックコメント実施前に議員の皆様へ改定の概要を説明させていただくことといたしました。

今回配布させていただきました概要版の方で説明させていただきます。

本編の方、ちょっとボリュームあります。こちらに関しましてはお時間のあるときに改めて御覧いただければというふうに思います。

それはまず概要版1ページをお開きください。

「1章初めに」として本計画の概要について掲載しています。

「計画の背景と目的」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした計画であると定め、当初計画策定から5年経過していることから、今回見直しをする旨を定めています。

「計画の位置付け」及び「計画の対象施設」は、改訂の対象とはなっていませんが、従前どおり幌延町総合計画を上位計画と位置付けし、本計画は基本的な方針を示すものとして、その具体的な取り組みについては、各個別計画等によって定めることとしています。

また、この計画の対象とする公共等施設は、町が保有する全ての施設で、「建築系公共施設」いわゆる役場庁舎、学校、公営住宅等のハコモノ系と、「土木系公共施設」道路、橋りょう、上下水道等のインフラ系、この2つに分類することとしています。

「計画期間」は、当初計画では、その計画期間を平成29年度からの10年間としておりましたが、今回の改定により令和5年度から改めまして10年間を計画期間と定めています。なお、今後とも状況の変化等により適宜見直しを行うこととしています。

2ページからは「2章 幌延町の現状」についてです。

「人口の推移と今後の見通し」では、本町の将来人口を最新の国勢調査データを基に記述しています。令和2年の国勢調査人口は2,371人であり、ピークから約68%の減少となっています。

3ページ「財政の状況」では、本町の過去10年分の歳入歳出の推移を掲載しております。これにより歳入では地方交付税を始めとする依存財源が全体の約80%弱と、かなりの割合を占めることが分かります。改訂前の当初計画では75%程度でしたので、依存財源率は上がっている状況です。

4ページからは「3章 公共施設等の現況及び将来の見通し」についてです。

4ページから6ページは「建築系公共施設の現況」として、平成28年度からの5年間における「施設数の推移」「延床面積の推移」を、又、施設全体を「建築年度」に分類し、それぞれ記述しています。延床面積が大きく伸びている要因は、平成29年度に整備した産業地域振興センターの取得によるものです。

7ページと8ページは「インフラ系公共施設の現況と将来の見通し」についてです。ここでは、道路や橋梁、上下水道の現状を掲載していますが、うち上水道ではおよそ36%強が耐用年数を経過している状況であり、今後、計画的な補修が必要であることが分かります。

9ページと10ページは「公共施設等全体のまとめ」についてです。

ここでは、公共施設等全体のこれまで掛かってきた経費の推移及び今後の見通しを掲載しています。これによりますと、過去5年間の投資的経費の実績は年平均約5億円であり、維持管理経費にあたる更新費用は年平均2.91億円です。又、今後40年間に掛かる費用総額は759.1億円となり、年平均にすると、およそ19億円が掛かっている計算となります。

次に11ページですが「4章 現状や課題に対する基本認識」についてです。

この章では、先ほどご説明いたしました3章における結果を基に、現状や課題について分析しております。

初めに公共施設等の現況と更新費用の見通しですが、先ほども申し上げたとおり、今後発生する更新費用等の経費は莫大で、近年の投資的経費実績額の約4倍に相当する経費が掛かる試算となっております。現在の公共施設を全て更新していくということは困難であり、重要度の低い保有施設の削減を図ることを必要とし、今後の財政状況や将来人口の見通しなどを考慮した適正規模で効果的かつ効率的に維持管理する必要があると記述しています。

12ページは「5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」についてです。

「管理に関する基本的な考え方」では、適切な維持管理による施設の長期間使用や住民ニーズを的確にとらえた有効利用の実現、民間活力導入による簡素で効率的な町政運営について検討を進める必要があると記述しています。

「全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策」では、総務財政課と各課等の役割・連携などに関して記述しています。

13ページは「6章 公共施設等の管理に関する実施方針」についてです。

基本的な実施方針は改訂していませんが、昨今の情勢を鑑み、「6 ユニバーサルデザイン化の推進方針」と「7 脱炭素化の推進方針」を新たに追加することとしました。

全ての人に安全安心で暮らしやすいまちづくりを目指すためのユニバーサルデザイン等の導入及び、太陽光発電や再生可能エネルギー等の導入による温室効果ガスの排出量削減について今後検討を進めていくこととしています。

14ページからは「7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」についてです。

ここでは、各施設の類型ごとに管理の基本的な方針を記述しています。

今回の改訂版から具体的な対象施設等も掲載することとし本編に詳細なデータを掲載しております。のちほど御覧いただければと思います。又、同様に今回から建築系公共施設とインフラ系公共施設に分類し、より分かりやすい表記にしています。

17ページからは「8章 長寿命化対策を反映した今後の見込み」についてです。

この章は今回の改訂で新たに追加したもので、今後、施設等の管理における優先順位の考え方や、各個別施設において長寿命化対策を反映した場合の見込みや効果等について記述しています。

最後に19ページからは「9章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策」についてです。

ここでは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理をするための体制の構築方針を記述しています。又、本計画をPDCAサイクル、いわゆる計画・実行・評価・改善による適切な管理をおこなうこととし、又、ほかの個別施設計画に関しても同様の取扱いとすることとしています。

なお、本編の方にあります最終ページの辺りに資料として建築系公共施設の一覧を載せてあります。後ほど御覧いただければと思います。

以上が、計画案の概要です。計画案は今後3月にパブリックコメントを行い、3月末までに策定する予定であります。

以上で、幌延町公共施設等総合管理計画（案）の説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの総合計画、管理計画概要について質問意見のある方、指名を受けてから発言してください。

植村委員

公共施設の総合管理計画ということで、これを出すこの意味というのは、人口規模に見合った公共施設ということが大前提なのか。そうなれば、当然、さっきの人口の推移図ではないんですけども、公共施設の数が多過ぎるよということになってしまうのですが、これ、今後これを基に、この計画というのはどういうことを意図としているのか、もう1回。

渡邊財政グループ主幹

この計画の意味とといいますか、この計画を作って必ずこの計画どおりしなければならないということではないのですが、今この現状でこういう施設を町で所有していますので、これを、このまま維持していったら、このような費用が掛かりますということになります。当然その人口減少ですとか、高齢化ですとかもありますので、当然このままの施設を維持していくことは今後難しいと思いますのでそれらの、あまり利用度の少なくなった施設は統廃合ですとか、又、新たな施設を整備する場合には、既存の施設を複合ですとか集約化ですとか、そのようなことをしていかなければ当然その財政的にも、町の財政がもたなくなりますので、そのようなことを考えながらやっていきたいと思いますという意味の結果になると思います。以上です。

植村委員

当然そういうことだろうと思うのですが、しからは、自分なりに思いつくことで言わせてもらえば、人口減ったからだってそうそうメインになる公共施設というのは、統廃合するだとか、廃止するだとかということにはならないんですけども、取りあえず今、あるのは指定管理委託されている各地区にある集会場等々の維持管理という部分が、今先こう出てくるのかなという気がしているんですけど、その中で橋にしたって道路にしたって、少ない人数で利用しているといえどもやはりなければ、どうにもならないのでこれはもう、維持管理していかなければならないということなのですが、そこら辺の住み分けというか、将来的に今言ったようなことで新しい公共施設も当然これから必要になってくると思うので、経費を削減するとしてもそれほど固定経費というのは削れるものなのかなという、自分なりにそういった疑問は持っているんだよね。

さっき言ったような、各地区にも建ててから50年以上にもなりますか、集会場等々というのは、やはり維持するのであれば建て替え時期だし、維持しないのであれば、そこら辺も見直しということの具体的なことが必要になってくるのかなという気がするのですが、その辺町長どういうふうな。

野々村町長

おっしゃるとおり、以前からもう、一つ一つ集落がまとまってどこかで、1か所とかという合理的なこともいいよねという話が、多分聞いたときも一時はあったかなと思うのですがなかなか、どこの地区においてもそんな簡単に、今までそこに、それぞれの集落にあった部分が、あそこまでいって、そこに作るということになるといやこっちがいいとかあ

っちがいいとかという話ぐらいだったんで、もうちょっと様子をということ自体が今の現状の中になっていきますから、最終的には、やはりそういう集落での、今の人数が、そういう機能として、そういう大きなものを集めて大きなものとかというのが要るのか要らないのかも、今後、やはりきちんとやっていかなければならないことなんだろうなと思っています。

そして、この計画自体が本当に、これを作ったから何もできない手足が出せないという話ではなくて必要なものをやはり、住民の皆さんが必要だということ自体であるかと思うけども、どちらにしても、そういうこと自体では建てたら建てっ放しではなくて、きちんと管理をしながら延命化を図る。以降、延ばしてでも使っていくという体制に、維持をしていかなければならないというときにも、どのぐらいのコストが掛かるかということをはじき出すベースになるということが基本ですので、必要なものも我慢してこんなふうにするぞとかという話ではなくて、29年から計画を立てたときも、やはりそのときには公共施設の床面積があまりにも広過ぎる、そのときは学校統合にある維持管理全て維持をして、修理、修繕、水漏ったったら屋根直しに行っとかといろんなことをやってきた。そういうことも、やはり床面積を減らしていくことは必要だよなというので、ある程度、集落の皆さんに合議を得たところから、解体をしていきながら面積も減らして行ったという実績もある、やはりそういうところの指数になるのか皆さんに、そういう形で維持管理大変なんだよねという、表向きそういうお示しをするときの試算としてもやはりこういうデータをきちんと把握して、これもまだまだ本当に29年にあるときは年数があつただけで、少しずつずれ込んでいくし、先ほども一気にこう膨らんでいるところがある、膨らんでいるみたいな話だから、こういうところの時点で早めだけでもまた10年間ここから変更をかけて、今のある財産をどう維持するか又はどう考えていくかということの指標の基になるということに捉えていただければありがたいかなと思っています。

西澤委員

それを踏まえてなんですけれども、第4章では現状や課題に対する基本認識ということで、今後40年間の費用総額が759億円で、投資的経費実績額の約4倍に相当しますということが書かれています。

個別というか、例えば、この概要版ではない計画の31ページを見てみると、下水道の更新費用で40年間整備額が25.2億円、1年当たりの整備額0.6億円という数字が出ていますが、この数字の出し方というのはどのように数字を出したのでしょうか。

渡邊財政グループ主幹

こちらの更新費用の推計方法なのですが、これは総務省の方で定められた、道路でしたら延長ですとか、下水道でしたら管の口径だったり、あとは延長が、それで1m当たりだとか1mやった更新したら幾ら掛かるというのがありますので、そちらを使うソフトを使ってシミュレーションした結果で、1年間当たり幾ら掛かるという推計をしております。以上です。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「一同無言」)

ではないようですので、以上をもって総務財政課所管幌延町公共施設等総合管理計画案の概要についてはこれで閉じたいと思います。

ここで休憩とします。

(13時27分 休 憩)

(13時30分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開したいと思います。

引き続きまして調査事項住民生活課所管、幌延町におけるカーボンニュートラルへの取組についてであります。

説明を求めたいと思います。

古草住民生活課長

それでは、幌延町におけるカーボンニュートラルへの取組について、お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

近年、気候変動に起因する異常気象により、日本国内のみならず世界中で自然災害が多発しており、その規模も激甚化しています。

こうした気候変動は、二酸化炭素を始めとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行が原因と考えられており、そのリスクは更に高まることが予測されています。

このことから、2015年12月に採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」とされ、2018年に公表されたIPCCの特別報告書では、「世界平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

これを受けて、政府では2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しました。

幌延町では、これまでも地球温暖化対策への取組みとして、風力発電事業の推進を始め、町内の街路灯や公共施設等のLED化、公立学校や幌延町生涯学習センター、幌延町立国保診療所への太陽光発電設備の導入、公用車として電気自動車の導入や急速充電設備の設置、一般家庭等における太陽光発電設備導入への助成、こぞくら荘における紙おむつペレット導入に対する補助など、様々な施策を展開してきましたが、今後も地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取組み、豊かな自然を次世代に繋ぐため、2050年までに幌延町の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すこととし、次期定例会の中で、町長より「ゼロカーボンシティ宣言」を行いたいと考えています。

なお、2月14日現在でゼロカーボンシティ宣言を行っているのは、別紙のとおり、北海道と道内85市町村であります。

今後は、第6次総合計画の重点戦略として掲げた再生可能エネルギー事業の推進や、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定検討、住民や町内事業所におけるカーボンニュートラルへの意識醸成、啓発活動、公共施設等における省エネ化、ZEB化の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、幌延町におけるカーボンニュートラルへの取組みについての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの「カーボンニュートラルへの幌延町の取組み」、これについて、委員皆さんの意見を伺いたいと思います。

西澤委員

カーボンニュートラルの取組ということで説明をいただきましたが、私もちょっと言葉だけを知っていて中身があまり知らないこともあるのでそれを踏まえて質問をさせていただきます。

2050年までに幌延町二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すということなのですが、この、実質ゼロというのは、確か幌延町にある例えば山林とかの関係性でどうのこうのとゼロになりますみたいなどころがあったかと思うのですが、そもそも幌延町が排出している二酸化炭素の量というのは、どのように測っていくものなのでしょうか。

古草住民生活課長

幌延町全体で排出している二酸化炭素の量というのは、環境省の方でも試算する数式等がございますけども、こちらについては計画書の策定の段階で計算していこうと考えておりますので今現在排出量は幾らか、それから町内の森林が有する吸収量は幾らかという計算はまだしておりません。

西澤委員

そういう算出するようなシステムかソフトか何か分かりませんが、それに基づいて算出するという事なんですね。

古草住民生活課長

そのとおりでございます。

西澤委員

それと今、今後想定される取組の中の、こういうことをすると、カーボンニュートラルを目指す町として、こういうことをしていくことが実質排出のゼロに向かっていくのかそれとも、カーボンニュートラルを掲げる町としては、こういうことをやっていくパフォーマンスというのはだめなので、実質これが排出ゼロに向かっていく取組なんではないかということですね。

古草住民生活課長

排出ゼロに向かうカーボンニュートラルシティー宣言を行った市町村におけるそれぞれの取組というのは、こういったものをしなければならないというものは特段決まっている訳ではなく、町全体が2050年に向けて二酸化炭素、温暖化ガスの排出をゼロにしていきたいという、決意表明みたいなものでございますので、全然これをやらなければならないということにはございません。ただ宣言した以上は町民みんなで取り組んでいかなければならないということにはなるかと思っておりますのでその辺をどういったことができるのかというのを、実行計画等で明らかにしていきたいなと考えております。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

無量谷委員

カーボンのね、1番割と普及しやすいのかなという感じするんですけども電気自動車の導入という形で、現在今幌延町では台数が少ないと思うのですが、これの促進案というか、ある程度助成するなり何なりして増やせるような構想はないのかなという感じがするんですけども、それに、先ほど同僚議員が言うように森林の有する幌延町は多いんですけども、その試算はまだ出てないってことなのですが、かなり幌延は優位なことは確かでないかなという感じはするんですけども、やはり、身近な電気自動車の導入の促進を図るために、助成金をある程度創設してはどうかなという感じはするんですけどその辺はどうなのですか。

古草住民生活課長

この度のゼロカーボンシティの宣言につきましては、今後町として取り組んでいくという意気込みを表明するものでございまして、これをやるとかこういった施策をやるというのはまだ一切白紙の状態でございます。

今後計画を策定するに当たってどのようなことが効果的なのかとか、そういったことを考えながらまた皆さんと一緒に施策の方は考えていきたいと思っておりますので今回の宣言に関して特段これをやるという施策についてはまだ決めてはおりません。以上です。

無量谷委員

なかなかないと言うけど、一応計画しているのは、ある程度町長の公約もあるかと思うのですが、畜産の糞尿バイオマスという形でやりたいという感じなんですけど、なかなか一向に見えてこない。やはり農家経済が、極端にもう急激に落ち込んでいるという状況で、これらについてもかなり町長も挫折気味でないのかなと感じるのですが、これらの計画は推進していくのかどうか。

野々村町長

挫折と言われてぐさっときましたけど、実際問題言われるとおりに、私どもが進めてきた中で、今までも風力、太陽光、それから電気自動車、LED化、これを幌延ずっと進めてきました。

以前は、環境省の分野で取り組んでおりましたけれども、以前は我々議員になったときも皆さん多分知っているかと思えますけど、排出量とそれから減る数字というのはこの議会の中でもお示しをしてお話をしたことがあると思っております。

このゼロカーボンというのにもっと重心を置いて何かをやるんだという話ではなくてやはり、このCO₂をやはり世界的に減らしていかないと今の温暖化が避けられないということをやはりきちんと目標持って宣言していこうというのがこの取組の一つでもあります。

ですから、私どもも糞尿の今、それこそクローズアップされているげっぷでこれだけCO₂を出すんだよとかと言われて騒がれていますけども、げっぷどころでもなく、堆肥の中でも酸化をする風化をするときに、CO₂を排出しながら表面に撒いたからといってCO₂を排出していくというところですから、やはり、バイオマスは当然将来的にはやはり必要、悪臭問題も含めてやはり必要なことなんだろうとは思っています。

ただ、以前もお話ししたと思えますけども、今この現状の中で投資をするということ自体が無理なので、ちょっと休ませてくださいとお願いをしたところでもあります。

一向にそれを取下げたとか、やる気がないとかという話ではありません。

それぞれ皆さんが、私が作るのではなくて、皆さんが欲しい、やりたいという所があればやりましょうというのが最初からのコンセプトの中でやってきましたから、そういう意気込みがあるときにはマッチングをきちんとできたら、そういうことに取り組んでいけることだと私自身は思っています。今の状態では休止をして、今後、このCO₂の排出に関してもバイオマスに関しても勉強会を開催していくというお話をさせていただいておりますので、年1、2度そういう講習会をしながら、やはりそういうことが必要なのかということも考えながら進めていきたいと考えています。

西澤委員

今、町長の答弁で思い出したのですが、確か幌延町は山が多くて森林が多いので、その排出権を売るだけあったという話を今ちょっと思い出したので、例えば先ほどのソフトを活用して二酸化炭素の排出量ゼロを目指すというところでいうと、もう実質ゼロということの可能性もあって、ただ、こういうのは意気込みなので、そこは否定するものではないんですけど、そういうことの認識でいいんですかね。

ゼロということも可能性はありますよね、売るだけ確かありましたもんね。

野々村町長

我が町の森林の面積としては80%が北大演習林さんでございますから、幌延町という枠の中で計算すればうちが勝手に人の財産ですけど、そうですと言えるけどうちは、町の部分、民有地の部分を含めて農地も含めてそういう算出をするとどうなのか。今、そういう買取りの話も、昨日も北大の林長ともお話をしたら、今進んできていると。業者が名乗りを上げて北大さんの方に相談できているのもあるということでもありますので、それらも一緒に含めて売り買いをしたりという面積が、今後こういう計算式によってそっちの分はこれだけあるよ、こっちの分はこれだけあるよというような形で、差引きをやっていったら、いや、本当に、多分その山林が80%なくても、ひょっとしたらプラスあっても大したことない数字かもしれないけど、一応ゼロカーボンですから、それに向かっていくという方向性で今後皆さんとどのように進めていったらいいかというのが、まずは宣言をしないとしないということ、まずは宣言をして皆さんと足並みそろえて、北海道全体でこのCO₂を何とか減らしていこうという意気込みの宣言ですということ、捉えていただければありがたいなと思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「一同無言」)

では、幌延町におけるカーボンニュートラルの取組について閉じたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして

古草住民生活課長

すいません、ちょっと今のゼロカーボンの若干追加のお話なのですが、本会議におきましてどのように宣言するかというところにつきましては、行政報告の中で宣言を行いたいと考えております。町長の口頭行政報告の中で宣言書を読みあげるといった形で行いたいと考えております。以上です。

斎賀委員長

では続いて調査事項「令和5年度幌延町国民健康保険について」であります。
説明を求めたいと思います。

古草住民生活課長

それでは「令和5年度幌延町国民健康保険」について、お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

まず1点目の出産育児一時金の引き上げについて御説明いたします。

出産費用は年々上昇する中で、国では平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、資料1のとおり検討を進めており、出産育児一時金の額を令和5年4月から全国一律で50万円とするため、令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令を公布しました。

このことから、幌延町における国民健康保険加入世帯についても、国の基準に合わせて出産育児一時金の額を50万円に引き上げるため、国民健康保険条例の一部を改正する条例を、3月に開会予定の定例会にてお諮りしたいと思います。

次に2点目の国民健康保険税の賦課限度額について御説明いたします。

賦課限度額については、後期高齢者支援金賦課分の限度額超過世帯割合が、前年と比較して大幅に増加しており、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分のばらつきも拡大していることから、国では資料2のとおり、中間所得層の負担に配慮しつつ、必要な保険料収入の確保に向け、後期高齢者支援金賦課分の賦課限度額を2万円引き上げることとし、令和5年2月1日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令を公布しました。

幌延町における国民健康保険税の課税限度額については、国の基準に合わせることで行っていることから、後期高齢者支援金賦課分の課税限度額を、2万円引き上げる改正を行いたいと考えております。

次に3点目の国民健康保険税の税率等について御説明いたします。

昨年11月の国保運営協議会において、令和4年度の税込不足及び基金繰入額の増加、今後の税率等の引き上げについて説明し御理解をいただいたところですが、確定納付金に基づく税率等の改正内容については、2月21日に2回目の国保運営協議会を開催し、当初予算作成段階における試算として、前年度の所得に対し平均9.8%減で推計した所得により税率等を別紙資料3のとおり算定したことを説明いたしました。

この表の中で①と記載されているのが現行税率での試算であり、このままでは約928万円が不足することとなります。

②は基金を400万円程度繰り入れる前提で算定した結果となり、令和5年度については、この税率等で改正したいと考えております。

③については、当町の応能応益率などを勘案しつつ、試算システムで標準的に算出した税率となりますが、このパターンでは不足額は約240万円と少なくなります。中間所得層の負担が大きくなります。

④については基金を繰り入れることなく、保険税だけで納付金を賄う場合における標準税率ですが、所得割の負担がかなり大きくなります。

いずれのパターンも、不足額については基金から繰り入れることとなります。しかしながら、令和5年度課税の基礎となる所得については、現在申告を受け付けている最中であり、新型コロナウイルス感染症により提出が遅れることも想定され、3月中には正確な所得を見通すことが難しい状況であります。

このことから、令和4年分の所得がある程度判明した時点で、仮に推計所得との乖離が著しい場合には、再度税率等の算定を行わなければ保険税収入が確保できなくなり、大幅な基金繰入などの必要が生じてしまうことから、3月開会予定の定例会においては国民健康保険税条例の改正を見送り、先に説明した賦課限度額の引き上げと併せて、今後開会される臨時会においてお諮りしたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、これまでの税率等の推移については資料4を、近隣市町村の税率等につきましては、資料5を御覧ください。

以上で、令和5年度幌延町国民健康保険についての説明とさせていただきます

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの令和5年幌延町国民健康保険について委員皆さんから意見を伺います。

質問のある方は、指名を受けてから発言してください。

(「一同無言」)

ではないようですので、令和5年度幌延町国民健康保険については、これで閉じたいと思います。

条例改正は臨時会で。

以上をもって住民生活課所管を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

(13時51分 休憩)

(13時53分 開議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

調査事項5 産業振興課所管「問寒別地区国営農地再編整備事業について」であります。

これについて説明を求めたいと思います。

植村農林グループ主幹

「問寒別地区国営農地再編事業」について概要を説明いたします。

国営農地再編整備事業については、かねてより問寒別地区での実施を要望しており、令和3年度より稚内開発建設部により地域整備方向検討調査が進められてまいりました。

令和4年度に入り地元説明会の開催や整備要望の聞取りにより、重点調査区域の設定や促進期成会の設立など地区調査や事業実施に向け一定の進捗がありましたので、本日議員の皆様へ事業概要の報告とし、又、事業の詳細内容については担当である新野主幹から説明させていただきます。

新野農林グループ主幹

問寒別地区国営農地再編整備事業について御説明申し上げます。

資料1の上段、緑色の囲みを御覧ください。

まず、国営農地再編整備事業の目的については、広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図る。又、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ることを目的としております。

これを踏まえ問寒別地区の営農の状況は、青刈りとうもろこしの生産が盛んで自給飼料を主体とした草地型酪農が展開されております。

又、町内でも先駆けて圃場作業の外部化が行われ大型機械による効率的な圃場作業が行われるなど省力化・低コスト化を図っています。しかし、地域内の農地は小区画で排水不良等が生じていることに加え、離農跡地の継承による経営耕地の分散化が進んでおります。そこで、国営農地再編整備事業により圃場の大区画化や排水不良の解消、換地による土地の集団化を図っていくことで将来に向け生産基盤を再整備し、問寒別地区における酪農・畜産業の更なる発展につなげていくことが本事業の目的となります。

続いて、事業の内容ですが、下段の左側の囲みを御覧ください。

農地再編整備事業では、換地を始め、区画拡大や農地造成、暗渠排水・客土、耕作道路、取付け道路、排水路整備などを行うことができます。

事業要件は、1,000ha。事業期間については、現在令和4年度においては農業振興等に係る課題を把握し、農業基盤の整備構想を策定する地区整備方向検討調査の2年目となっており令和5年度まで続きます。令和6年度から8年度の3か年で事業内容を決定し、事業計画の案を作成する地区調査を行います。地域整備方向検討調査及び地区調査については、全額国費にて行われます。事業の実施については、令和9年度から10年間を見込んでおります。

資料の3ページ目に事業実施のフローを掲載しておりますので併せて御覧ください。

事業に係る負担については、国75%、道18.3%、町4%、受益者2.7%としております。これは国で示すガイドライン「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」に基づいた負担割合です。

次に事業負担の償還についてですが、償還時期は事業完了後からで、償還方法は(1)の規定償還と(2)の繰上償還の二通りがあり、その併用も可能です。償還方法については、今後検討したいと考えております。

次に、右の囲みに事業イメージを示しております。

区画拡大は2圃場や3圃場をまとめて1圃場にし、大きく一枚の畑として使い、大型機械等の作業効率を上げることができます。

換地については、土地改良法に基づき圃場整備事業などの農地の改良事業を行う際に、工事前の分散した農地を新しい団地としてまとめて割り当てる制度です。換地計画により土地の分筆・合筆や各種権利移動から登記を一括して処理することができます。

資料の1の2の方を御覧ください。

左側がこれまでの取組み状況について、まとめております。これまでの地域整備方向検討調査において、整備要望の聞き取りやアンケートを下に今後重点的に調査を行う地域として、右の図の約1,900haを設定しております。調査の結果、地形的に整備が難しい急

傾斜地を除き、問寒別地区の平地部分を重点調査区域に設定することで現在進めております。また、左の図では地元の推進体制の概要を示しております。3月3日に受益者による促進期成会設立を予定しております。今後は町、農協、期成会の連携の下事業推進に係る要請活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に右側に、草地の整備、改良、更新の概念について示しておりますので御参考までに御覧ください。

草地全体の整備としては、図に示すように牧草の収量や栄養価の維持のため営農として農家自ら行う草地更新と高生産性草地へと転換するために行う草地改良を繰り返しつつ、30年～40年の単位で基盤整備を目的に草地整備を行うこととなっております。

国営農地再編整備事業につきましては、この草地整備に係る事業となっております。問寒別地区では、昭和51年から平成2年にかけて、国営農地開発事業幌延東部地区にて、農地造成や排水路、農道や農業用水道の整備が行われてきたところです。

東部地区の事業完了から30年以上が経過し、本町の基幹産業である酪農業も様変わりしました。本事業の実施により、将来を見据えた生産基盤の再整備を実施していきたいと考えております。

以上、問寒別地区国営農地再編整備事業についての説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの産業振興課所管問寒別地区国営農地再編整備事業、これについて委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

無量谷委員

国営事業ということで進めて行くということなのですが、一応離農が進んである程度区画整理された農地にこれをかぶせていくと、かなり改良されてくるのかなという感じがするのですが、そういう中で、中川町とかがやっているように、平らでも水たまりのあるような所を整地して平らにしてある程度水はけのいいような形で暗渠等やっていることが見受けられます。

それらについては一応問寒別地区においても、今、結構デントコーンが栽培されているのですが、見た限りではかなりデントコーン地でも水たまりがあるというような状況であります。そういう中で、平らにある程度整地しながら草地改良ができるのかできないのか、その辺まで踏まえた草地改良なのか、ただ単純に暗渠排水と、ただ単純に更新のみなのかその辺ちょっとお伺いしたい。

新野農林グループ主幹

ただいまの御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、特にデントコーン栽培数年後、栽培した農地なんかですと非常に排水不良が起きているということで、これらは受益者となる農家に聞き取りを行っても、要望としては上がっているところです。

来年以降、地域全体の高さを当たったりしながら、この整備方向検討調査の中でもですね、水の抜け具合、地域としてどこに排水していくというようなことも含めて開発の方で考えていくということでございます。

実際、これまでの取組の中でもございますけど、ちょっと私の方で釧路市、阿寒地区と釧路工区、阿寒工区、釧路工区ということで阿寒地区、先行地区ということで、本年度視察させていただいております。非常に大規模な改良を行っていく事業ということで、土地の表土も一旦こう剥いだ中で不陸かけていったり高さあたって行って畑に戻すというようなことをやっていく事業になるということで、議員の御心配されている排水不良というのを根本的に直していくというのが本国资事業の目的になっていくのかなと思います。以上です。

無量谷委員

そうすると今、水たまっている所のある程度、通常不陸流しというか、草地を平らにするというような形なんですけど、中川町あるいは比布町などを見ても、全部表土を剥いで1か所にまとめてから戻すという形を執っているのですが、問寒別地区の平らな所は若干低いところは泥炭地もあると聞いています。そういう中である程度窪みを埋めるということになれば、客土になるのかその辺どう平らにしていくのかなという感じはしているのですが、具体的にどうなるのかな。

新野農林グループ主幹

おっしゃるとおり低い所については客土ということで、地区の農家の方からも要望は上がっておりました。実際客土要望していく形にはなろうかなと思うのですが、実際本当にどういう交渉になっていくかっていうのは、これからの調査の結果になるかなとは思いません。

当然客土を望む声が多いということで、本当に要望していく形、事業費的にも客土が入ってくると大きなものになってきますので、その辺は要望が必要かなと思っております。以上です。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

西澤委員

2点ほど、この換地に関して期成会若しくはその事業調整会議になるようなもので換地の調整をしていくのか、農業委員会はまるっきり関わらないものなのか、その点まずお聞きしたいと思います。

新野農林グループ主幹

まず換地について推進体制の中で事業調整会議ということで受益者組織を組織した中で、換地ですとか施工の順番ですとか圃場の選定というものを、実際、実働部隊として決めていくという組織を組織したいというふうに考えています。

ただ受益者自体も現在のところ31件で計画の方が動いております、期成会の方は10名その中から役員の方をお願いしている状況なので、事業調整会議の方の組織の方と重複した役員さんという形にはなろうかなと。

実際換地に係る事業については先進地区、先行地区の方見たら、お話聞いてきたんですけども、換地士という資格もあるんですね。そういった資格を持ったコンサルというのを入れて、換地に係る調整ですとか、この後で行くと最終的には登記ということも出てく

るので、なかなかまだ詳しくはそういったところ把握はしてないのですが、そういったコンサルを使ってやるという方法も開発の方からは提案を受けているというような状況です。

登記についてもおそらく換地士のレベルで事務的なもの、書類そろえたりしながらやっていくのかなと思うのですが、実際やはり畑と畑を交換したり、広げたり、くっつけたりということも出てきますので非常に難しい調整が今後出てくるかなと。

先行地区については、やはり職員1人2人を張付けて、農協も担当者を張り付けた中で向かっていくというようなことをやっているそうです。以上です。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

植村委員

整備面積が1,000haという大規模な事業になると思うんですけども、どのぐらいの事業費の予定なんですか。

新野農林グループ主幹

本日の資料の方には事業費の方を載せてはいなかったのですが、3月に入ったら地区の検討委員会ということで、開発ですとか北海道ですとか入った委員会がこれから開かれるということで、その中の資料としてちょっと開発の方から数字の方もらっているのでそれをちょっと御紹介したいなと思います。

まず現在の粗々の計画の中で事業費については100億円ですね。そのうち負担対象額というところで、86億3,800万が、現在のところ負担対象額というところがございます。そのうちの地元負担、町が4%、農家が2.7%ということで、町の4%部分でいきますと、約3億4,500万ぐらいになろうかなと思います。

農家の2.7%部分でいくと、2億3,300万ぐらいに、合計でいきますと5億7,800万ぐらいが、負担対象額の6.7%に大体該当するかなというところがございます。

今のところこの数字でこういった検討委員会ですとかと言ったところの方では資料挙がっていくのかなというふうに押さえております。以上です。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

高橋秀之委員

今、農家自体も離農がどんどん、どんどん進んでいて、国営草地の再編をやっている間に、参加はしていたけど、この工事期間を見ると結構長いので、その間に離農とかいろんな問題、また、今回みたく、肥料等が上がったりしてもう続けていけないという農家が出てくることも考えられると思うのですが、もしそれが離農してしまった場合に償還というのはどういうふうになるのですか。

新野農林グループ主幹

償還に係る部分なのですが、その辺はちょっと過去の国営事業の状況なんかを見てちょっと私の方でも勉強し直さなきゃならないかなと思うのですが、単年度分の事業、引渡しになった分というのを精算しながら、積立てていくような形になるのかなと。

町の方も繰上償還の方だったりすると、起債や基金の活用というのができますよということで説明聞いていますので、期間中に基金積立てながら、事業完了後の償還に充てると

というようなことが出てくるのかなと思いますので、農家については成功したものについては、その部分に係った後、どの部分が負担するかというのも、これからの決めにはなっていくのかなと思いますけども、農家の負担額というのも、精算しながらやっていかなきゃならないのかなと思います。

高橋秀之委員

今言ったように離農がどんどん、どんどん進んでいって、今の時点で多分農家はどこかが利用すると。昔だったら周りの人が土地を買ってくれて、その土地が有効に使われちゃうんですけど、今何か状況見ていると、それもだんだん周りの人ももう土地十分所有していて、もう要らないよというような恰好というかそういうふうになってきているのではないかなと私自身では思うのですが、下の方に書いているのですが、離農跡地を継承して要するに経営耕地の分散化が進んでいるため圃場を大きくしても、それを今度引き取ってくれる人がいなくなってくるんじゃないかなと思うんですけど、そういうのって、この事業をやっても無駄な部分が出てくるような気がするんですけど、その辺はどういうふうに考えているんですか。

新野農林グループ主幹

議員おっしゃるとおり、なかなか酪農情勢厳しい中で、上向きの中での計画というわけにはいきませんので、ただやはり現状、排水不良ですとか、大型機械で問寒別地区なんかはコントラクターをやるような手段もありますので、そういったところが効率的な農業を展開していくというようなことで大区画化というのはですね、次のステップかなというふうに考えております。

実際、開発の今、地区に係る計画、調査の中で考えているのは、31戸、先ほど受益者、スタートになるということだったのですが、将来的には減っていくということで、残っていく方は地域の担い手として土地の集積を行って、規模的にも大きくなっていくとか飼料作物、今現在、デントコーン作付していますけど、そういったものも更に拡大していくのに農地は使われていくというようなことで、計画は立てているというような状況です。

実際やはり、こういったとおり、計画と同時に新規就農とかそういった取組も地域としてどうあるべきなのかと、将来的にどうなっていくべきなのかという、非常に一度深く考える事業になるのかなということ、これから期成会の役員になる方には、そういったところも含めて考えてもらいたいなというふうに思っております。以上です。

高橋秀之委員

こういう事業、全道でやっていると思うのですが、問題点とか何か出てきている所はないですか。

新野農林グループ主幹

すいません問題点については、視察に行かせていただいたのですが、ちょっと聞いてくることができなかったものですから、今後も要請だとか視察というの、近隣で行けるような所があれば行ったときにいろいろ聞いてみたいなと思います。以上です。

植村委員

これは問寒別地区が重点地域だということですよ。

これ常に小さい地名言っているのですが、当然問寒別地区となるとうちの町でやっている町営牧場、その面積もカウントされているのか、それと問寒別地区というのは大きな川で問寒別川が走っているんですけど、これの河川改修も含めてあるのか。

新野農林グループ主幹

まず町営草地含まれているのかということなのですが、こちらの方には町営草地は含まれていません。受益地は農家の畑ということで、これは土地改良法に基づく3条要件者ということで、この国営事業の受益になれる人というのは決まってくるのかなと思います。

あと、河川の改修も含めてというお話だったのですが、要望としてはやはり樋門の高さがなくて、水が抜けないとかそういった要望は非常に多かったです。

実際本当に河川、樋門までさわれるかどうかちょっと分からないところではあるのですが、地元としてはそういった川の高さ、樋門の高さから変えていかないと、水は落ちないよということでは意見としてはもう非常に多く出ていたということで、開発の方にも要望していきたいとは思っています。

植村委員

いずれにしてもかなり大きいものは、事業ということになると思うのですが、本当に31戸という現状の農家戸数でスタートしていく、計画を立てていくということなのですが、本当にでき上がったときには素晴らしいどこでデントコーンまいても採れるようなすばらしい農地になるのかなというふうに思うのですが、やはりこれ大きな事業になりますよね。

斎賀委員長

ほかに何か。

無量谷委員

草地型酪農という感じであれなんですけど、これはなんだかんだ草地にしなきゃならんのか、あるいは草地以外の作物を作ってもいいのか、その辺の改良後の成り行きとか必ず起こさなければならぬ部分が出てくるので、起こしたついでに一応、違う作物を作ってみようかという感じができるのかできないのかその点と、あとどこの地区でもあるのですが、こういう問寒別の沢の中にはかつて大きな川があります。その川に必ず建設省の河川敷地というものがあるんだよね。そこを何とかこの農地の担当者と、河川の担当者という形になるんですけども、その辺も改良、改善しながら、それに進めて一つの団地にできるような形で公共的にそういう申合せを依頼してはどうかかなという感じはするんだけど、その辺も踏まえて、ある程度河川の方にも声掛けると、草地にしたいんだという感じで申し込んでいったらどうかかなと。

やはり、個人ではなかなかこう、河川敷地を自分の土地として使いたいんだけどちょっとねいう部分あるので、恒久的にある程度それ、こういう事業なものですから河川と農地と別だと言うかもしれないけど、その辺も踏まえてやってほしいなと思うのですが。

新野農林グループ主幹

まず草地、牧草等以外の作物、作っていいのかということなのですが、基本的には草地ですとか草ですとかデントコーンということで飼料作物までが該当になっていくかなと考えております。

この国営農地再編整備事業も草地整備型という、幾つかきつとメニューある中になりますので、まずは酪農に特化したような形の草地整備が行われていくということです。

それと河川に係る話だったのですが、問寒別、結構、畑の中に号線として河川敷地が残っているというものもあり、畑が結構あります。それについてはこの換地業務やっていく中でその土地の払下げをやりながら合筆かけていったりということは可能と考えております。

議員がイメージされているのはもしかしたら本当に河川の横で現在開発から借りているとかそういったような、畑の部分というのも畑にしてはというお話かもしれないのですが、実際開発さんの方で売払いやる場合もあるかなと思うんです。

ただ、やはり河川敷地の中で堤防があってということであると、当然災害なんかの部分でもこれが別な畑作物を作って表土があらわになっているような状況だと、多分あんまりうまくないようなことは言われるのかなと。そういった部分でいくとまずは河川の堤防だとかがありきということにはなろうかなと。その中で草地ならいいよということで、部分的に使われているところは、賃貸しながらやっている所もあるのですが、そういったものを畑として登記していけるかというのはちょっと分からないところですね。

ただ現在畑の中にある河川敷地だとか、実際は畑なんだけど河川敷地が入り組んできているというようなところは払下げを受けて対応できるということで聞いております。以上です。

無量谷委員

力強い言葉でないかなというような、やはり官庁関係なのでちょっとエリアが違うという部分はあるのですが、やはりそこら辺も、この際である程度整理して、細長い河川、昔の河川敷地、あるいは完全にくぼみであって、そこが水たまりの池というか、そういう所はあれかもしれませんが、ある程度、もう問寒別地区にも川の護岸なりなんなり堤防なりが完備されつつあって、ある程度はっきりしているのかなという感じはしているんですけども、昔ながらの農地の中に残っているという部分があるのでその辺、考慮してほしいなと思います。

そしてある程度の草地というのは、一応、トウモロコシあるいは牧草地のみに特化するような形という感じですけども、やはり今後、やはり牧草、今、多少なりとも高く売れて流通しているのですが、酪農家にとっても一応麦稈利用するというような形もありまして、ある程度、小麦もまいてもいいのかなと。

酪農に対してね、その辺の換金作物というような形でも可能かなという感じはしたんですけど、そこら辺は幌延町としては草地に特化するというような形なのか。

野々村町長

特化するとかそうではなくて、この再編事業が自給飼料を生産するためにこの再編整備を行うということが大前提ですから、転作をしようということでこれをやるという話で一応酪農家を続けてほしいということ自体が主眼であって、あと本当に先ほど高橋委員が言われたとおり離農者が増えていって遊休農地を作るんだったらそういうこともできるねという、そういう話で進んで行くのならそこはやはり、せつかくコストを掛けたんだから遊休農地を作らない。そうすると転換をしながらでも畑作そういうものを作ってもいいし自

給飼料のために麦だ、粗飼料と同じように麦だ、餌になるものを作っても別段それはいいかと思うけど、それは個人個人の考え方で、今はデントコーンや牧草をまくためにやるということで、この再編事業をきちんと粗飼料を採るために、きちんと排水を直して整地をして作るんだということの事業であります。

そして先ほどもあったけど、築堤と言われている敷地を借地で、借りているところに飼料作物はまけません。ここはもうしっかりとガードは張られていますから改良はできません。

牧草を刈るのも本来は畑にロータを入れて本当は起こしてはいけないという所が皆さんめくらで起こしています。なぜかというのは、雨が降って水が流れたときに削られるからです。

だから永久草地のまんま使うんだったら使ってくださいというのが根本的な利用の仕方です。だけどみんなちょっと、こちょこちょと上かまして使っているのは、そこはよしとした範囲内で利用させていただくのですが、この事業は、国の事業ですからそこはないと思ってください。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では以上をもちまして問寒別地区国営農地再編整備事業については閉じたいと思います。ここで14時45分まで休憩します。

(14時31分 休憩)

(14時45分 開議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

調査事項6、建設管理課所管「令和5年度より地方公営企業法が適用される幌延町簡易水道事業会計及び幌延町下水道事業会計における予算概要」です。

これについて説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

令和5年度より地方公営企業法が適用される「幌延町簡易水道事業会計及び幌延町下水道事業会計における予算概要」について御説明いたします。

今年の4月1日から公営企業法が適用される幌延町簡易水道事業会計及び幌延町下水道事業会計について新たな条例制定や関係条例の改正廃止につきましては昨年の12月7日開催改正されましたまちづくり常任委員会にて御説明させていただきました。

本日は公営企業会計の概要や令和5年度から大きく変わる予算の概要について御説明させていただきます。

それでは、これらにつきまして、担当より御説明させていただきます。

宮下上下水道係長

それでは、「令和5年度より地方公営企業法が適用される幌延町簡易水道事業会計及び幌延町下水道事業会計における予算概要」について御説明いたします。

お配りしました資料1を御覧ください。

本資料では、公営企業会計と予算書編成などの概要について御説明させていただきます。

まず、公営企業会計の概要について、御説明いたします。

1点目として、予算が「収益的収支」と「資本的収支」に区分される点について御説明いたします。

従来の会計では、収入を歳入、支出を歳出として、差額を剰余金としていましたが、公営企業会計では施設の維持管理等に要する支出や水道使用料等の収入を収益的収支として、建設工事等に要する支出や工事への補助金・起債等の収入を資本的収支として区分し、それぞれの収支を算出します。又、公営企業会計における「赤字・黒字」は収益的収支の差によって判断されます。

2点目として、「減価償却費」及び「長期前受金戻入」について御説明します。

固定資産の価値の消耗を耐用年数に応じた期間にわたり費用化した「減価償却費」と、固定資産を取得した際に受け入れた補助金等を耐用年数に応じた期間にわたり収益化した「長期前受金戻入」が公営企業会計を適用するに当たり新たに予算計上されます。これらは的確な損益計算を行うことを目的に収益的収支に計上するものです。

3点目として、新たな財務諸表について御説明いたします。

公営企業会計では、予算・決算書類として当該年度の予算額を示す資料のほか、新たに「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」といった財務諸表を作成することとなります。これにより、経営状況のほか、財政状態などが把握できるようになります。大まかではありますが、財務諸表の関係についてのイメージ図を掲載しております。

2ページ目を御覧ください。

令和5年度の簡易水道事業及び下水道事業会計の予算の編成概要について御説明いたします。

両会計一括での概要説明とさせていただきますが、両会計に共通している点は、新たに計上が必要となる「減価償却費」が多額となることから、収益的収支が「赤字」となる見込で予算編成を行っている点が挙げられます。

なお、「減価償却費」に係る収支不足については、現金の伴わないものであるため、一般会計からの繰入等による補填を行わないこととしました。

A3判縦長の資料2及び資料3は、令和5年度における簡易水道事業会計・下水道事業会計それぞれの予算案の詳細となります。

こちらは、公営企業会計移行に当たり科目の名称が変更となりますが、前年度予算との比較をした資料となります。

両予算とも網掛け箇所が先ほど2点目で御説明いたしました現金を伴わない収支となります。収益的収支（3条予算）が以前の経常的経費、資本的収支（4条予算）が以前の投資的経費として御覧いただけると分かりやすいかと思えます。

以上、令和5年度より地方公営企業法が適用される幌延町簡易水道事業会計及び幌延町下水道事業会計における予算概要についての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それではただいまの地方公営企業法が適用される下水道事業と簡易水道事業、この予算概要について、委員から説明についての質問、意見を伺います。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、建設管理課所管、令和5年度より地方公営企業法が適用される幌延町簡易水道事業会計及び幌延町下水道事業会計などにおける予算概要についてはこれで閉じたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

暫時休憩します。

(14時51分 休 憩)

(14時55分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

続きまして調査事項7「教育委員会所管小中一貫教育の進捗状況について」であります。説明を求めたいと思います。

青木教育長

小中教育の進捗状況について3点報告したいと思います。

資料あるかと思いますが、そちら後ほど使いたいと思いますので、まず1点目です。2月上旬までに児童生徒及びその保護者、教職員、それとコミュニティースクールの構成員の方にアンケートを取らせていただきました。

結果ですけれども、まだ今分析中なのですが、特徴的なところでは小中学生、小学生と中学生交流触れ合いによって、協調性社会性身に付けることができていると感じておりました。

その一方でですけれども、小学生の方ですけれど、小学校高学年の学習で、国語や算数、外国語の学習を専門に教えてくれる先生が来るともっと勉強しようという気持ちになりますかと。教科担任制というやつですね、これの討議があったのでんですけれども、約2割の子供がちょっと否定的、分からないというのも含めてですけれども、否定的な回答しておりました。

中学生では小学生と勉強や学校行事を一緒に行うことに対して、これもちょっとびっくりしたんですが約6割の子供が否定的、分からないも含めてですけれども、小学校、中学生と一緒に行事をやるということに対しては、まだ分からないも含めて6割程度否定的な意見がありました。

これですけれども、委員会として教科担任制、あと小・中学校一緒での行事等を経験していないことから、まだイメージがつかめないことの表れかなと分析しております。

また教職員と保護者のアンケート、こちらの方も取りまして、おおむね小中一貫教育については肯定的な回答を得られております。

アンケートの中で、小中一貫教育を通してどのような子供を育てたいか、この問いがありました。

1番多かったのは、自ら考え判断し決定し行動する子ども。2番目に多かったのが広い視野に立ち、心豊かで思いやりのある子ども。3番目が多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越える子どもとなり自立、思いやり、人への尊重、協働、これからの

時代に備えておく、資質能力、この保護者ですね、教職員が捉えているんじゃないかなと、そういう結果が出ております。

2点目です。2月8日に幌延地区、10日金曜日には問寒別地区で町政懇談会、開催されました、その中で今後の幌延町の小中一貫教育について説明させていただきました。

町民の皆さんからいただきました御意見、質問大きく2点です。1点目は、問寒別小中学校の存続について。2点目は、開校場所についてでした。

問寒別小中学校については現時点で、令和9年4月現在と児童生徒数の推移が変わらないことから存続すること、これは幌延地区で出ました。

人数が少ないことから統合むしろ視野に入れてはどうか、これは問寒別地区から出た意見でした。場所については現在検討中としながらも、防災機能や避難所としての機能を考慮すると、場所的にハザードマップとか考えながら、危険度の低い所、町から近い所、避難するときの経路において、危険箇所が少ない土地、そういう所が優先されると回答させていただいております。

3点目、2月14日に視察に行かせていただきました。場所は当別町の当別学園、義務教育学校です。それと雨竜の小中学校、小中一貫施設一体型、学校を訪問させていただきました。その概要を説明してさせていただきます。

御手元に資料あるかなと思いますけども、まず1枚目、左の方は昨年度の結果ですけど令和4年7月現在の義務教育学校と、小中一貫型の導入状況。これ道教委のものをちょっと引っ張ってきました。

今のところまだ宗谷管内には正式には義務教育学校、小中一貫学校、今計画中の所はありますけども、ここには出てきておりません。

右側の方に小中一貫教育制度の概要と施設形態の特徴、幌延小中学校、令和9年4月狙っているところは施設一体型というところですよ。

同一の校舎内に小学校及び中学校の全学年があつてということです。

義務教育学校というのもあります初等教育6年と中等教育3年の計9年間の課程を一体化する。校長先生は1人というところになり、施設一体型ですと、小学校中学校それぞれ校長先生がいらっしゃるといふことになります。

2枚目、御覧になってください。ロードマップも出ております。

大体当別学園のロードマップ、スケジュール感を基にしながら作成させていただいております。

右側の3項というところに支援等工事費と書いてありますけども、そこに当別学園、上から二つ目です。1番下に雨竜小中学校ということで特別学園、約60億円ということで、校舎を見させていただきました。

その簡単な概要なのですが説明させていただきます。当別学園の方ですけども、児童生徒数は小中学校合わせて427名、すばらしい校舎ですね。三階建ての大きな校舎でした。児童の中学校登校と中学校教員による乗り入れ事業を行ったり、小学校の運動会の代わりに、小中合同のスポーツフェスティバル、そういうのを開催しているとか、小学校1年生から4年生を基礎期、小学校5年生から中1を充実期、中2、中3を発展期ということで、三つの期に分けて教育をしております。

道産材、シラカバの木ですね、これをふんだんに使った校舎です。きちんとデザイナーさんもいらっしゃるということでした。学童保育のための教室も確保されておりました。

あと校内無線LANが充実しており各教室に大型ディスプレイ、それとエアコン設置ということでした。

屋内体育館ありますけども、大体うちの小中学校の2倍の大きさですね。バレーボールコート、2面余裕で取れるような体育館です。というのは小学校、中学校両方体育が重なるときがありますので、使うということで大きくなっていました。

課題もありました。当別町ちょっと学力向上、学力が低いという所ですので、学力向上重視しておりました。学びのハンドブックという、家庭学習のものですけども、これの活用がちょっと不十分だと。あと学力向上に重点化していますということをおっしゃっていました。

あとデザイン重視の校舎で死角があるのですね。先生から見えない角というか陰があって、そういうところもある。あと維持管理の大変さ、電気代、燃料代が物凄い掛かるとおっしゃっていました。

続いて雨竜小中学校です。こちらの方は、ちょうど幌延小中と同じぐらいの規模です。

小学校が96名、中学校が40名ということで、大体130ぐらいですね。

特徴としては、田中学園立命館慶祥小学校との交流をしております。

小中学生が活用するため、こちらも体育館が非常に大きかったですね。バレーボール2面とれる体育館でした。

学童保育は町内の公民館で行い、希望者は学校から公民館までバスで送迎しているということでした。

課題としては運動会、ここ、先ほど当別学園と逆です。運動会、体育大会、学習発表会とか学校祭、PTA活動は分けて実施している。校舎が耐震補強改修、増築方式のため、道産材が全くじゃないですけど、あんまり使われてないということでした。

義務教育学校と違い、小中学校で玄関は別です。校章や校歌も違う。小中学校の教育目標にもちょっとつながりが感じられなかったかなど。

ちょうど平原の真ん中にありますので雪害がひどいというお話がありました。

更に1番下のところにありますとおおり、学校施設の整備に向けてですけども、今後ですけどユニバーサルデザインに配慮し再生可能エネルギーの設備、防災機能を有する設備を行っていきたいということで考えております。

今後ですけどもアンケートの分析、それと検討委員会の開催、小学校、中学校の保護者への説明会ですね。もうちょっと具体的なロードマップを作成したりとか、あと先進校、2校しかちょっと見ていませんので、本当正反対のところでしたので、もう少し幾つか見てみたりとか、視察とかあとは資料提供を依頼したいなと思っております。

今後も進捗状況を説明し、いろんな機会でご相談させていただきますと、こんなところがありましたということで、お知らせしたいなと考えております。以上でございます。

斎賀委員長

ただいまの小中一貫教育の進捗状況について説明がありましたが、何か委員の方から質問、意見がありましたら、指名を受けてから発言してください。ありませんか。

植村委員

一般質問でも一つの公約の中にあったということで質問させて、ある程度そういう方向なんだなということ理解したところですけども、今話を聞くと昨年の暮れ辺りから、もういろんな会議を持ってスタートして動き出しているという話を聞きました。

また、アンケートも児童生徒、先生方含めてアンケートも実施しているということで町政懇談会にもこういうお話をしたということでありますけども、実際議会として、できればもう少し早くにこの事業の概要を知りたかったなど。町民から結構、何人かの町民からどういうことになっているのですかというようなことを質問されたのですが、実際、前回の12月の定例会で聞かされただけで中身のことはよく分からないという答弁しかできなかったということでありますので、もう少し早くに議会に説明して欲しかったなというのを、まず取りあえず気持ちです。なぜ、遅れたかについては何か、その辺のお話があれば、事前に先に聞きたいと思っておりますけども。

青木教育長

お話というか私が来る前から一貫教育ということでお話はあったのですが、ちょっと教育委員会事務局の内部の方でなかなかちょっと話が進まない、コロナの関係もありましてなかなか話が進んでいったところに、その状況がありましたので、なかなか進まない状況でした。今の委員御指摘のとおり、今後は積極的に議会の方に、こういうことがありました、こういうことでしたということで、情報提供させて困らないようにしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

小中一貫教育に向けて学校施設整備に関するロードマップ各イメージのところなのですが、令和4年度、今年度は方針協議の場として校長会、教頭会、PTA、CS会議等というところで協議をしてきたというところなのですが、今後、町長の公約にも小中一貫というのはありまして、これは町長のイメージとか、思いと、教育委員会でやっているところが、整合性を取るところとか新たに協議会みたいなことを立ち上げて今後進めていくのか、その辺をどのように考えているのでしょうか。

青木教育長

今後の具体的なロードマップイメージについてですけども、そうですね教育委員会と首長部局の方と連携を取りながら、今後協議会等立ち上げながら一緒に話し合う場面も、協議する場面もあるかと思えますし、随時町長、副町長には情報提供ということで今までの取組、進めていきたいと考えておりますので、足並みはそろえていきたいと考えております。以上です。

西澤委員

そうするとイメージ的には、基本的には教育委員会が主体になって協議をしていくと、その場合、その協議会なるものに、例えば今ここで書いているそのPTAや、校長先生、教頭会とかというところの組織、組織の人員は何か考えてやるのか、それともここをベースに今後も計画を立てていきますよということなのか、その辺はどうなのでしょうか。

青木教育長

今委員、御指摘のとおり後半の部分で今度、一応協議会を立ち上げてそこら人選ということで考えていきたいなと思っていますので、まず校長先生、教頭先生、それとPTAの方からいろいろ話を聞きながら、この前も幌延地区のコミュニティースクールに参加させていただきましたので、そういう方の意見も取りながら改めて協議会を立ち上げて、メンバーも取りそろえていきたいなと考えております。以上です。

植村委員

まずね、令和9年度ということでロードマップができているのですが、実際この9年度には児童生徒数どれぐらいの規模になっているんでしょう。

青木教育長

児童生徒数ですけれども、今とあまり変わらない人数ということで、横ばいというか、そのままの人数で推移すると考えております。具体的な人数合わせると、小中合わせて150ぐらいですね。

植村委員

今現状の生徒数とそんなに変わらない数字をイメージしているということですが、その人数で推移してもらえれば、ありがたいというか、素晴らしいことなのですが、私はやはり何割かは人数減になっていくのかなと。町の人口規模もそのとおりなので、子供の数だけが落ちないよということになるのかなという心配をしているのですが、その辺は多少ずれても今問題のないことなのかもしれませんけれども、施設の規模とかそういう形にやはり影響を与えるようなことにならないのかなということを気にしています。

視察に行っているいろいろと、やはり長所短所、見てきたということなのですが、やはり、そういうことを生かしながらやってほしいなというふうに思うのですが、やること事を進めること自体は、今の2校を維持していくなんていうことを考えてみると、やはり一時的にはお金が掛かっても将来的にいいのかなと。問題は今現状でアンケートを取っても子供たちの理解がなかなか進んでないというのが現状であるのかなというふうに思っています。そこら辺を今の子供たちが、この一角になっていくということじゃなくて、次の時代の子供たちということなので、そこら辺のPRの仕方というのが、なかなかこれ難しいのかなと思うのですが、どのような形でそれ理解を深めていこうというふうに、父兄を納得させるのが1番早いのかなと思うんだけど、どういうふうな形で進めていっているのかな。

青木教育長

ありがとうございます。

まず規模の方なのですが、ちょっと若干少なく150が140人だったとしても、1学年1クラスは変わらないかなと思いますので、小学校6年生で6クラス、中学校で3クラス、これが基本となっていくのせはないかなと。あと中身、内容は今、27人のクラスですけれども、十何人になったりとかというの、ひよっとしたらあるかもしれませんけれども、規模としては今のサイズ、小学校が6クラス、中学校3クラス、プラス特別教室を幾つ作るかというのが問題になってくるかなと。

ちょうど雨竜小中学校さんなんかは、ちょうどうちと同じような、幌延小、中学校と同じような規模ですので特別教室も凄く、数も参考になったなと思っています。

それともう一つありましたPRについてでありますけども、こちらの方は今考えているのはこの前のコミュニティースクールでもちょっとお話ししたのですが、4月にPTA総会というのが毎年、小学校も中学校もございますので、その時に、ちょっとこういう考え今、教育委員会で持っていますということで、保護者の方に説明していきたいなど今考えている次第でございます。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

すみません、ちょっといいですか。

ちょっと一つ聞きたかったのですが。さっきも言われたように、去年の11月に町長選挙があって町長選挙の公約に小中一貫ということがあったと、初めてそこで小中一貫が出てきて、前教育長は、去年も5月から全然、お辞めになられて、青木教育長さんが就く10月までいなかったわけですよ。だけどそんな中で10月に青木教育長が来られて、教育長になって初めての12月定例会で同僚議員の質問の中で、令和9年度開校を目指すということが言われました。僅か1か月、2か月の間にそこまで決まってしまうということが前の木澤教育長さんがもう既に、そこまで決めていたんだけど、先ほどお話聞いてればコロナの影響で議会に話す機会がなかった。それで、令和9年度開校を目指すということになった。だから前任の教育長の意思をそのまま引き継いで令和9年度開校を目指すということでもよろしいですか。

青木教育長

今、委員御指摘のとおり前教育長からの引継ぎの文書の中にも小中一貫進めていく必要があるということで書かれておりましたし、加えてちょうど町長も公約の中に小中一貫非常に大事だということを書かれていましたので、私が着任する以前からも話はちょっと聞いていましたので、事前に準備しながら着任したらもうすぐスタートできるようにということで準備をしていたところです。

齋賀委員長

分かりました。それからこれから何か会議ができるんですけども、こういう大きなやつは、やはり教育委員会ばかりでなく、特に役場の課長クラスもいるから、課長クラス皆さんも集まった中で小中一貫教育を目指す、幌延はやりたいという教育委員会の考えを皆さんにやはり情報共有した方がいいと思うんですよ。その中で、なぜそれを目指すのか、幌延町の、やったら小中一貫教育こういうメリット、デメリットがあるということも付け加えて、今後はPTAの総会、こういうまちづくり常任委員会、そういう場で幌延町においてのメリット、デメリットをまずは紹介してほしいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

青木教育長

今の庁舎内への周知というか、連携についていですが、毎月1回連絡会議というのがございまして、その中で進捗状況、小中一貫、同じく、今回の分と同じ説明をさせていただきます。

ですから各課長、教育委員会でどんな取組しているのか、小中一貫教育どこまで進んでいるのかというのは、周知済みになっております。

それともうそろそろ2月、3月、3月には行わなければならないかなと思うんですけど、教育創生会議ということで町長、副町長も含めて教育委員会議を開くことになっておりますので、この中で小中一貫についてもまた具体的にお話ししていく。教育委員会、町長、副町長を含めて年2回開催することになっていきますのでその中でも周知していきたいなと思っています。以上です。

小中一貫教育についてのメリット、デメリットですけども、大きなところではメリットとしては、やはり人間関係の広さとか中学校3年生が小学校1年生を見るという、お姉ちゃん、お兄ちゃんが小学生を見ていく。やはり中学生の今の自己肯定感とか、そういうのが育っていくのではないかなと、それが1番いいかな。

いいですね、中学校3年生が小学校1年生と一緒に登校して行くという、そういう姿、すばらしいなと思っています。そういうところでさっき言いましたけれども、自己肯定感が育てられるのではないかなと。

あとは学力向上ですね。あと特別支援教育、継ぎ目なく小学校、中学校まで行きますので、特別支援教育を充実できる。あと今のコミュニティースクールもありますけども、そういうPTA活動、コミュニティースクールの活動も、小中一貫すぐ近くにありますので、そういう地域の方とか保護者の方に情報提供とか、そういうのはすぐできるのではないかなと思っています。

あと雨竜小中学校なんかでは生徒指導案件。何かこう、いじめとか喧嘩とかがあったらすぐ解決できるということで話がありました。

デメリットの方はこの前も議会で説明させていただきましたけども、やはり最初は先生方にちょっと負担感があるかもしれませんけども、だんだん慣れてくるとこれも道教委のアンケートからですけども、やはり働きやすいとか、退勤時間がやっぱりちょっと早くなった、働き方改革進んできたということで、慣れてくると少し時間も少なくなってくるのではないかなと思いますので、デメリットをなるべくメリットに変えるように学校経営していきたいなと考えております。以上です。

齋賀委員長

分かりました。すいません。

西澤委員

今ちょっと関連することなので質問があるのですが、私なんかのこの小中一貫の最大のメリットは、多分、今後、先ほど説明があったこの公共施設等の総合計画の中のやはり二つの学校があるよりは一つの方が将来の負担も少なくなるといふところが最大のメリットかなというふうに思っていて、でもそれだけじゃやはり町民の皆さんに納得してもらえないので今、委員長が言っていた小中一貫のメリットというところを今、私たちがこの議員でいるうちにこの話が出ているので、町民の人から、あれってどういふ話なのとなった時の説明も含めてやはり、今言ったそのメリットは、こういう事例があつてこういうところがいいんだよというところを、できればこの資料的なもので配布をしていただくと私ども勉強にもなるし、町民の方にも説明ができるので、それを一つ、ちょっと検討してください。お願いいたします。

青木教育長

ありがとうございました。周知の仕方というかメリットの強調性についてでございますけれども、委員会としても何かこう1枚パンフレットの的なものが必要だろうなと思っておりますので、このロードマップとあとはほかの学校に視察行かせていただきましたので、こういうメリットがあります、こういうところがいいですとか、保護者に分かりやすい、何かこう1枚物ですね、それをもって説明すぐできるようなものを作成したいなと思っております。

できましたら、委員の皆様にも見ていただいて、こういうものだということで、パンフレットの的なもの1枚つくりたいと考えております。以上です。

佐藤委員

皆さん今、同僚議員の方から大まかなこと出たのであれですけど、いずれにしても私も町民からどう、なぜしなければならないのだということがやはり結構聞かされるものですから今、委員長から言われたように、中学校も小学校も古くなってきているので、当然今の人数から見たら、町長の前であれですけど、今の体制の中ではそんなに人口が増えていくわけでもない。その中で学校一つずつ持って行って、中学生も今50人足らずしかないのに、ということですよね。

だから、当然これは我々行政の、関わっているものでしたら当然考えていかなければならんこと、これは町民の皆さんもそこはそうだなと。

ただ、今言ったように教育長言ったように、メリットというかね、昔みたいに小・中学校なってくるわけだから、それでうまくやっていけるのかと。そんなのが全部ちょっと、僕もいろんな意見を聞いた中であるものですから今、教育長言ったように、どうやって後町民に理解をしていくというか、そういうものをちょっとやはり、いろんな形でやはり教えていただき、連絡してほしいなど。それとやはり父兄の方の視察もあるのですかこれから。例えば、もう時間もないのでしょうか、そういうのは検討されているのですか。

青木教育長

保護者の視察というのはちょっと計画できておりませんので、なるべく写真とか撮りながら今度は説明会のときにはそうですね、パワーポイントとか視覚的に訴えるような、そういうものも使いながら説明していきたいなと思っておりますのでちょっと視察と一緒にというのはちょっと行けないかなと。申し訳ないです。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

植村委員

大体説明してもらって、大体理解したのですが。以前から気になっていたことというのは、先ほど教育長が言われた、先生方の当初の負担がちょっとあるということなんです。

現在のところは、やはりいつもこの学校の教員の話題になるのが、過剰労働という長時間労働という部分で、ブラックリストにまで上がるんじゃないかというような話が出るぐらい非常に長時間労働が横行しているというのが実態でないかなと思っておりますので、そこら辺もぜひこの小中一貫校がスムーズにできた、運営していく上ではやはり労働時間もある程度決まった労働時間で、学校に勤務していくという方法が採れば1番私はお互いに生徒も先生もいいのかなと思っておりますし、またこれが上手くいくということになれば、当然、

ほかの地域から注目も寄せられると、やはり優秀な人材も引っ張れるのではないかと、先生のね、優秀な人材を引っ張って来れるのではないかというふうな、安易な考えも私持っていますので、特に小学生中学生ぐらいが、やはり学びの場所でそういう先生、優秀な先生に学んだ子供たちというのは非常に能力を開花していくというのが多々ありますので、ぜひそういった学校、一貫校を目指してやって、作っていただきたいというふうにお願ひするところです。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、まず小中一貫教育の進捗状況についてはこれで閉じたいと思います。ちょっとここで休憩に入ります。

(15時30分 休 憩)

(15時42分 開 議)

齋賀委員長

それでは御着席ください。

休憩を解いて会議を再開します。

調査事項8番、企画政策課所管、一つ目「町の拠点整備による検討状況について」この件について説明を伺いたいと思います。

角山企画政策課長

本日企画政策課からの報告説明事項3点ございます。

1点目は、かねてより幌延町まちひとしごと創生会議等において検討を進めてまいりましたまちの拠点整備に係る検討状況ということで、(10)でございます。

2点目は持続可能な地域集落の形成を目的に、問寒別地区を先行モデル地域として事業展開する地域コミュニティ形成事業を推進する上での指針となる、問寒別地区地域づくりビジョンの策定状況、進捗状況ということで11番。

3点目でございますけれども、この度、新たに時代に合った本町地域公共交通体系の構築を目的に策定を予定します、幌延町地域公共交通計画の策定について12番と、これら3点について、お配りした資料を基にまちの拠点整備につきましては、地域振興係長梶、地域づくりビジョン及び地域公共交通計画につきましては、地域対策室長山下から御説明いたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

齋賀委員長

ありがとうございます。

それでは、説明を求めたいと思います。

梶企画調整係長

それでは町の拠点整備に係る検討状況について私から御説明いたします。

A4縦書き1枚目の資料を御覧ください。

まちの拠点につきましては、第6次幌延町総合計画及び重点戦略並びに幌延町地域振興(観光)計画において、それぞれ整備検討について記載しているところです。

次に、資料の1番目これまでの経過についてですが、平成28年度から幌延町地域振興（観光）計画及び同計画アクションプランの策定に向け、幌延町まち・ひと・しごと創生会議及びワークショップにおいて、まちの拠点に関しては、人を呼び込むこと、地場産品を販売すること、自然資源を活かすこと、町民のための拠点であることなど、拠点の方向性について検討を行いました。

その後、平成30年度から昨年度までは、拠点の主なターゲットとして町民及び来訪者を設定し、それぞれの場合の機能・サービス・立地・運営等について検討を進め、立地については「まちなか」「まちそと」という2案となりました。又、昨年度は町民アンケートによる意向調査や職員による検討ワークショップを実施しました。

本年度は、これまでの経過を踏まえ、住民生活の利便性向上につながる機能やサービスを重視した上で、公衆浴場などの更新を要する公共施設等との複合的機能を備え、町の課題解消に資する多世代・地域の交流拠点について、「まちなか」での整備を前提に検討する、という町としての方向性を、庁内協議により決定しました。

次に、2番目の「2拠点が備える機能」ですが、「憩い・つどいの場」「福祉」「地域交通」「観光」「防災」の5つを柱として考えており、具体の機能・キーワードについては、別紙資料により御説明いたします。次のページにありますA4横からの資料を御覧ください。

こちらの図では、町民にとって「憩い・つどいの場」になることを期待し、多世代交流・地域交流、浴場、乳幼児が遊べる屋内広場、認知症等各種カフェを含むサロン、厨房、多目的スペース等を整備することとし、その周囲に福祉・地域交通、観光、防災の4つの柱を配置しました。

それぞれの柱における主要な機能については記載のとおりですが、その他機能については、来年度に予定する基本構想策定を進める中で、審議会を経て決定していきたいと考えています。

最後に、1枚目の資料に戻っていただきまして「3、今後のスケジュール（仮）」についてですが、先ほども申し上げたとおり令和5年度に基本構想策定、翌令和6年度に基本設計、令和7年度に実施設計、令和8～9年度に工事、令和10年度のオープンを予定しています。

以上、簡単ではございますが、「まちの拠点整備に係る検討状況について」の御説明といたします。

齋賀委員長

ただいまのまちの拠点整備に係る検討状況について報告がありました。

これについて、意見、質問等ありましたら、指名を受けてから発言してください。

西澤委員

すいません。これちょっと町長、副町長の方にお聞きしたいのですが、先ほどの小中一貫校とこの拠点の予定が着工の予定がほぼ一緒なんですよね。それって単年度の予算がかなりボリュームというか膨らむ、かなりの額になるのかなと思うのですがそれは支えるだけの予算措置ができるというふうにお考えでよろしいでしょうか。

岩川副町長

確かに日程的には重複する部分もあるのですが、教育委員会の方ではできるだけ前倒しを図って令和9年度の開校を目指したいということが、今のところ言っていますので、ちょっと1年ずれる形にはなるのですが、確かに8、9、10と多額の予算規模になっていくとは思いますが、そのための公共施設整備基金ですとか積んでおりますので、補助事業や起債等も活用しながら財政負担は極度にならないような配慮はしていく必要があるなというふうに考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀之委員

最初というか、検討するのに創生会議ですとずっとやっていたと思うのですが、今回のこれを見ると令和4年度の拠点整備に係る町の方向性についても、庁内協議による決定とあるのですが、これは役場の職員たちが話し合っただけでこの方向に決定したということでしょうか。この意味は。

角山企画政策課長

ただいまの御質問ですけれども、説明が繰り返しになる部分もありますが、これまでの創生会議等の協議、また町民アンケートの中で「まちなか」という部分を踏まえて、方向性を役場として出すという目的で令和4年度庁内協議を進めた。その中で町民の利便性を重視した「まちなか」の拠点という案を町の方向性としてお出しして、次年度審議いただきたいという目的で整理しております。

高橋秀之委員

分かったのですが、これは、これからですか町民とか何かに周知するというこういう、方向でいきたいというのを説明して行くというのは。それとも、もう要するに次のページにある拠点を備える重要な機能キーワードという、これに沿ってもうまちの拠点と進めていきますよで終わりなんですか。

角山企画政策課長

まず庁内の協議の結果を今、この場でまず御説明させていただきます。

令和5年度に審議会での審議を考えておりますので、情報のタイミングというのは審議会が先になろうかなというふうには思っております。その上で、審議会で検討する事項については、町民周知も当然やってまいりますので、町民にもしっかり周知した上で議論をお願いしたいというふうに考えております。

高橋秀之委員

それともう一つですけど、まちの拠点のこのキーワードの中で福祉とあるのですが、これ保健センターから福祉の方々、皆庁舎の方に一括して集めて、事務をするようになったのですが、またこれを機能分散させるということなのですか。

角山企画政策課長

ここの具体の議論はまだこれからなのですが、「まちなか」ということですので、今は保健センターの現状の施設自体は使っていない状況なので、かつ庁舎内で今、保健福祉課執務しておりますけれども、より仕事のしやすいスペースですとか、今保健センターを使

って行っている事業なんかも一体的にできるようなことを考えながら、施設の内容というか、整備については考えていきたいというふうに考えております。

高橋秀之委員

それだったら、保健センターにあった機能をそのまま置いておけばよかったんじゃない、場所が狭いとか何とかって言うんだったら。せっかくそのために造った施設があるのに、また新しい拠点を造った時にそこへまた、そのうちの何割かをそこへ入れるというのは何か矛盾感を感じるのですが。

角山企画政策課長

保健センターの詳細については承知してない部分もあるのですが、立地条件等によって、今後、今ある保健センターの施設自体を使う、使わないという施設の集約の部分については検討されているのかなというふうに思いますので、その流れであれば町民の憩い、集いという部分に保健の機能も備えていれば、より町民が使いやすい施設になるであろうという考えでこの構想を立てております。

高橋秀之委員

まだ要するに、このキーワードというかこの機能は、これから、要するにこれは要らないよとか、これは新しく増やしてくれとかというのは可能なのか。

角山企画政策課長

あくまでも今柱となる部分を主たる項目という部分で整理していますので、ここにつながる細かい機能というのは、今後、基本構想を作る中で議論の余地があると。

その中で場所であったりスペースであったりとか、そういった部分を整理して整えていきたいというふうには思っております。

高橋秀之委員

ちょっとこれを進めていくに当たって、今までだったら創生会議があってそこで話し合っ、いろんなもの決めてきましたよね。どういう形が、これ5年度はそういう協議会というのではないですよ、もう。

角山企画政策課長

創生会議になろうかと思えますけども、そこに基本構想の案をお出しして、内容を審議していただくというふうに考えています。

斎賀委員長

ほかにありますか。

植村委員

これで大体、キーワードとしてこう上がってきて大体出そろってきたのかなというふうに思うのですが、もう一つ確認したいのが地域交通のワードの中でバス患者輸送車両等の待合室という名目がありますけども、バスとは何を指したバスなのか。今走っている沿岸バスも対象になるのか、これからどういう形になるか分からないのですが、JRの関係で、又はほかのバス路線がもしできたというときにも、そういったバス路線の待合室も兼ねるのか、そこら辺をちょっと確認したいと思います。

角山企画政策課長

ただいまの御質問ですけれども、やはり集約した施設を造る中で、地域交通の拠点とする機能を持たせると考えた場合、今、JRはちょっと難しいのですが、交通機関はバスでいけば沿岸バスもございますけれども、そこに乗り降りできる機能を付けるのは望ましいであろうというふうには考えております。

後ほど御説明はするのですが、地域公共交通計画の中でも、こういった拠点の整備と一体的に、どういう姿を目指していくかという部分も併せて考えていきたいというふうに思っています。

植村委員

私以前から言っているこの事業に関して、やはり私なりに1番期待するのは、この沿岸バスの待合室をどこに造るか、場所にも、場所をキーワードになるということにはなると思うのですが、今現在ある町の本当に真ん中にあるのですが、あそこというのはやはり待合室として町民は非常に不満を持っていると。トイレもなければ火の気もないと。駐車場もう本当に狭い所に一列、信金の脇にちょこっとあるだけと。これだよその町からお客さんを迎えるという停留所というのは、やはりいかがなものかなという、以前からそういうふうに思っていたんです。もし、この拠点の中に、その施設ができてある程度きちっとしたものがそろえられるのであれば、1番拠点の利用にもつながるし、そういった外部から来たお客さんもすぐその場所でいろんな観光の案内も見れるということを見ると、ぜひともこれはやはり外されない一つの事業なのかなというふうに思っていますので、どうかよろしくお願いします。

以前、下川に行った時に、施設の名前ちょっと忘れたのですが、交流施設だと思っんですけども、やはりバス停があって一緒に皆さん町民が利用しているという姿を見て、やはりああいう姿がいいなというふうに思っていたものですから、ぜひとも、外さないでほしいなというふうに思います。

角山企画政策課長

やはり利便性の高い施設ということを念頭に考えていますので、例えば浜頓別の道の駅なんかもそうなのですが、バスに乗る、ほかの公共交通との接続なんかも意識した施設の構想を練っていきたいというふうには考えております。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「一同無言」)

ではないようですので、町の拠点整備に係る検討状況についてはこの辺で閉じたいと思います。

続きまして2点目、間寒別区地域づくりビジョン策定進捗状況について、説明を求めたいと思います。

山下地域対策室長

それでは間寒別地区の地域づくりビジョンに関しまして、山下の方から説明申し上げます。

資料の方はこちらの文章化されたA4縦書きの説明資料と、もう一つホチキス留めのカラーになっております資料1というものを御参照いただきたいと思います。

まず説明資料の方から御説明いたします。

まず1・の策定趣旨に関してですが、問寒別地区においては、度々本委員会でも御説明させていただいておりますけれども、問寒別地区をモデルにして進めている持続可能な地域集落づくり、地域コミュニティ形成事業におきまして、本年度、令和4年度に、地域のあるべき姿や地域づくりの方向性、歩むべき共通の指針として、今地域づくりビジョン、こちらの策定を進めております。

それで令和4年度の策定に向けた取組状況について、2番目の部分でございますが、(1)として、幌延町地域づくりビジョン審議会、こちらの方を組織しております。

こちらは地方自治法の規定に基づきます執行機関の附属機関として、令和4年5月に審議会を設置しております。

そして7月に第1回の審議会を開催いたしまして、委員の委嘱、そして審議内容の諮問、ビジョンに関する概要の説明などを行っております。各委員さんに、それぞれ地域の実情などについて御意見を伺っております。

そして2回目を11月に開催いたしまして、ビジョンの概要の素案などを御提案させていただきまして、審議をいただき、御意見等いただいております。

そして年が明けまして2月、昨日になりますけれども、第3回審議会を開催いたしまして、ビジョンの将来像やビジョンの本編の部分、本体の部分などの原案を審議、御審議いただいているところです。

更に(2)地域住民の参加という部分ですが、地域住民の御意見や思いを幅広く把握して、このビジョンの中に反映するために、幌延町まちづくり基本条例の趣旨にのっとりまして、次のとおり町民参加の機会を御提供させていただいております。

まず住民アンケートの実施ということで、問寒別地区におきまして、日常の移動ですとか暮らしに関するアンケート調査いたしまして、住民懇談会などで公表させていただいております。

そしてその下が住民懇談会ということで、問寒本音トークということで問寒別地区を対象に、住民懇談会をこれまで8回、年度ですね、開催しております。

更には、住民の皆様のご個別の懇談会といたしまして、個人であったり、あるいは団体であったり事業所の皆様などと個別に懇談会を開催しております。

更に皆様からいただきました御意見を基に、地域の将来像、スローガンのようなものを作っておりますが、こちらに関しての意見をアンケート形式で受け付けるなどして、幅広く御意見を頂戴しております。

そうした内容に関しましては、公表ということで、随時瓦版のようなお知らせのチラシですとか、あるいは広報紙への掲載、町ホームページの掲載、あるいは報道機関にも情報提供しております、地域の皆様にお伝えするようなお知らせの仕方を工夫しております。

(3)その他といたしまして、こういったものに加えまして、基礎的な情報の分析ということで、統計情報など、住基の情報、人の動き、お金の流れなどを把握して、現状分析などしております。

更に視察研修を行ったり、役場職員の中でも集落機能維持対策プロジェクトチームというものを作りまして、地域活動全般に関しての洗い出しや分析を行っております。

これらの作業を経まして、3番目の部分ですが、地域づくりビジョンの策定を進めております。

こちらの概要に関しましては、別添の資料1の方を御参照いただければと思います。

カラー刷りのホチキス留めの方ですけれども、問寒別地区地域づくりビジョンの概要(案)ということで、今、作成中でございます。

皆様の方のお手元にあるものは概要版となっておりますが、ちょっと更に見やすく分かりやすくするために、現在レイアウトなどは適宜修正見直しをしております。

これに加えまして、本編と呼ばれるものと資料編という三つのものでビジョンを構成したいと考えております。

1ページめくっていただきまして、こちらの方に全体構成ということで目次ということが、目次の立て付けになっております。

現状の把握ということで、時代の潮流などの変化などを捉えておりまして、こうしたことから問寒別独自で今ある課題に関しまして、次の囲みのところで整理をしております。

そういった課題に関して踏まえた上で、その次の囲みで地域の将来像ということで、地域がどのような、今後地域になっていってほしいのかというスローガンを掲げております。

これに関しまして、今現在絞り込みを進めています。

この地域の将来像を実現していくために、次の囲みの部分が、基本計画ということで、7つの重点プロジェクトを掲げております。

そして次の部分でこういった基本計画に関しての推進方策をお示ししてございまして、最終的には、子供たちの地域に対する思いというようなことで締めくりたいと考えております。

基本計画の内容に関しましては、更にページをめくっていただきまして、右下の5と書かれている部分ですけれども、こちらが将来像を実現していくために重点的に取組みたい基本計画、七つの基本計画となっております。

左の部分に基本計画1から7ございまして、それぞれそれに対する考え方と、その考え方に基づいた取組目標などを掲げております。

1つ目がごちゃまぜプロジェクトということで、懇談会の方で出てきましたキーワードごちゃまぜという考え方、サービスですとか生きがいですとか、いろんな作業、支え手と受け手が、ごちゃまぜで地域を運営していくという考え方として、たまり場ですとか活躍できる場作りが必要ではないかという目標です。

2つ目が多様な住まいと住み続けプロジェクトということで、やはり地域に人がとどまっていける必要があるということで、時代に合った多様な住まい方や働き方が必要であろうという考え方の下に、そういったものに対応した住まい、シェアオフィスとかシェアハウス、こういったものも必要ではないかということです。

更には、子供を地域で育むプロジェクト、そして自分事地域運営プロジェクト。ここでは日常生活の支援を拠点として実施していく必要があるという目標です。

更に5番目がずっと続く産業プロジェクトということで、地域全体が一つの会社として地域を運営していくような仕組みができないかという考え方で、今試験的にも共同果樹園などを施行することによって、新たな働き方なども考えていきたいということで取り組んでおります。

6つ目が小さな多機能副業拠点プロジェクトで、生活を支えていくための多機能拠点づくりというものを念頭に置いて取組を進めてまいりたいというものです。

最後の7つ目が当たり前に新たな価値を吹き込むプロジェクトで、今ある地域の価値、これを再発見しつつ地域内外に発信していくというもので、こちらも試験的に問寒みんなの市という、市場のようなものを開催しながら地域のよさを再確認しているという状況にあります。

以上が地域づくりビジョンの概要となっております。

説明資料の方にお戻りいただければと思います。4番目といたしまして、今後の展開でございます。

今現在、地域づくりビジョンの概要、本編含めまして精査を進めておりますけれども、この作成しました地域づくりビジョンを実現に向けて、具体的な取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

3月中に地域づくりビジョンを完成させたいと考えておりまして、その後に住民の皆様はこのビジョンを配付いたしまして、七つの基本計画がございましたけれども、そのビジョンを実現していくために、何に優先的に取り組んでいけばいいのかということ、住民の皆様からアンケートなどをいただきながら、進む方向性などを考えてまいりたいと思っております。

それに基づきまして、まずはできることからということで、できるプロジェクトを地道に進めていくことで、その先の地域の経営、地域の運営というものにつなげていきたいというふうに考えております。

以上で問寒別地区地域づくりビジョンについての説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの地域づくりビジョンの策定状況について説明がありました。

委員皆さんから意見を求めます。

植村委員

地域づくりビジョンについての、今現在、取り組んでいる概要というか、そういうものに関しては分かりました。

それでお聞きしたいのですが、以前からこの事業は、やはり今現在、行われているような町職員が指導しながらこれを模索していくということではなくて。最終的には住民自らこういった事業をやりながら地域起こしをしていくんだという話でずっと来ていたと思うのですが、そのために最終的にはコミュニティセンター等々なるものの中でこれを運営していくんだという話だったのですが、今日のこの説明の中で住民自らという部分がなかなか見えてこないのかなというふうに見たのですが、これだけ盛りだくさんのいろん

とを企画してやるということになれば、これ一般住民の能力ではやはり、かなり高度な事業になってきて、なかなか成り手、担い手は育っていかないのではないのかなという気がして心配ですけども、その辺どうなのですか。

山下地域対策室長

やはり委員おっしゃるとおり、地域住民の皆様自ら、これらの全てのことを実現していくというのは、なかなかきびしい道のりなのではないかというふうに考えております。

そこで実際の地域運営に携わる組織の形成ということは今後進めてまいりたいと思っておりますけれども、そこで、やはり地域の課題として、地域の住民の皆様が担えなくなっている部分というのが大きい部分がございますので、どのような関わり方を持ってこの運営に携わっていくのかというのは、やはり今後も引き続き検討を進めていかなければいけないと思っております。地域の地元の皆様と、外から来ていただくような実際の現場の運営の担い手という人たちとの融合のようなものをどのように進めていくのかなというのが、今後とも検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

植村委員

そのところがこの事業の1番の要になるのだと私は思うんですね。

おそらくこの事業を進めるに当たって、それぞれの関係の機関から補助とか助成とかという予算を引っ張りながら、捻出してやっていると思うのですが、それにしたっていつまでもということではなくてやはり年度をちゃんと区切った中で、完成していかなければならないんじゃないのかなと。

そして、その後、この事業を運営していくために必要な、最低限必要な経費は見ていきますよというはっきりしたビジョンがやはり必要じゃないのかなと思うんですね。

なかなか今の段階では、研究というか施策というか、そういう試行錯誤のいろんなことをやるんだけど、果たしてどこに構築するんだというのがなかなか見えてこないんですね。

ぜひ、そのところ示しながら、いつまでもやはり、そういう課長、山下室長張りついてこうやっていくということではなくて、最終的には地元の住民の人たちが中心になって、地域を盛り上げて運営していくという方向性を早くやはり確立していかなければ、いつまでもこの事業進めていくということにはならないんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。

山下地域対策室長

委員おっしゃるとおりで、このままですといつまでも役場の関与というのが続くということに関しましては認識しておりますので、やはり大事な人という部分に関しまして、組織の中心といいますか事務的な機能を担ってくれる人だったり、あるいは地域の皆様と一緒に、地域を経営していくことができるスキルを持っている人というものに関して、力を入れて、その獲得に向けて検討していきたいというのが令和5年度の一つの目標となっております。

植村委員

確かに以前の資料説明、この事業説明の時に、6年度をもってそういう方向でやってきたいということで答弁されていたと思うんです。

そして5年度に関しては、この後出てくる地域交通の試験も結果を出して、実際どうやって進めていくんだということも、はっきりさせたいんだと。今は試験運行でやっているけども、そうじゃなくてきちっとしたものでやっていきんだという話だったと私は理解しているのですが、やはりそうなってくるともう年度が年次がかなり迫ってきているということを見ると、早く、やはりその辺の作業工程を進めていかないと、なかなか、いつまでもということになってきちゃうんじゃないのかなというふうに私は心配はしているんです。

そこら辺やはりもうちょっと、こういう事業を進める中のやはり人づくりなんですよ。今のところもう室長に皆さん頼って動いているということで、やっているという事業にしか見えないので、ぜひそこら辺うまく人材作りながら、この事業進めていってもらいたいなというふうに思います。どうですか町長。

野々村町長

貴重な御意見ありがとうございます。

それぞれやはり、今現状、どこの集落もそうですけど、極端に集落自体が市街地に有望な人たちがそれぞれ欠けてしまった中では、本当に歯抜けの入れ歯にもならないぐらい、歯が抜けてしまったという今の現状の中で、いろんな形で一つにまとめて行くというのが、山下君1人でも大変だったのだろうなど。

それぞれ松村さん。それから、北海道総研の皆さん方がこのビジョン今まとめてくれる、こういう大事なテキスト、資料を今後各地域の集落にも応用できるような仕組みというかデータをやはりきちんと整えていきながら、どういう流れでどうやればいいのか、これが、まずモデルで問寒でやったけど、そしたらどこか違う地区でやったらうまくいったのかという話になると、やはりどう見ても皆さんの御意見、アンケートそれぞれ見せてもらっても、なかなかやっぱり難しいのだろうなど。早くそこに委ねられる組織作りというか、そこがやはり要で作られなかったら預けるところが生まれてこないっていうのが、やはり現実なんだろうなという気がしています。

そこに誰が、言わば、そこら辺にある組織の事務局長ですわな。それぞれ我々公共団体であろうと法人団体だろうと、やはりその事務局を束ねるそういう人材がいてくれて、そういう人らにサポートして預けていくという形になるとスムーズに行くのかもしれないけど、そういう形でなかなか人材的にも見つからなかったと。

昨日3回目のこの審議会に、後ればせながら参加をさせていただいてそれぞれ、最終的な結果ではなくて、ちょうど皆さんにも事前に配付された審議案でなかったもので、第4回目、もう1回3月の末に集まってもらって御意見を聞いてまとめるという話で、その話を聞かせていただいても、やはり実態が今の集落自体そういう状況になってきたんだろうなど。なかなか本当に難しい。

本当に口だけではうまく表せない難しさが物凄くあるんだなというのは、昨日実感してきました。本当に、それぞれ、そういう人材がいて張り付けられて、さあ預けたよねって組織になれるような形のパイがあればいいけど、パイがないところで、やはり今、室長悩んでおられるんだなという、その中でも、まだ数名の方々が一生懸命毎回、それぞれ懇談会、間8回に審議会3回、4回それずっとやっているやつにちゃんと参加してくれている。

少数の人間であっても一生懸命やろう、何とかしたいという人たちがいるということですけど。だからといってその人にしたら事務局預けるかといったら嫌だから俺何もしゃべられないんだよみたいな話になってしまうという、なかなか難しいことがあります。

ただ、いつまでもだらだらというわけにはいきませんので、まずはこの5年、6年目がけて、本当に以前から話しているとおり組織の形態が何とか預けられるような形になりながら、全部離すわけにはいかないですけど、たまに様子見に行けば何とか動けるとかという形が少しでもまとまれば、最高にいいかなという気がします。

今後、これをモデルにそれぞれの集落で、今後、集落機能なんていうのはうちは本当に連合町内会というか、そういうのも廃止してしまうぐらい人がいないということで廃止してしまいましたし、それぞれの集落も多分同じような状況でいやいやという人ばかりで、なかなか音頭取ってくれる人を見つけるというのは大変かなという気はしていますけども、安易にだらだらとやっているわけではなくて、一生懸命やってもこんなところだとモデルにしたところが悪かったかという、その反省点としては地元ながらちょっと大変申し訳ないなと思いつつ、まずはその組織作りに頑張って進めてみてどうなるかというところが大きな課題の中の一つかなという気はしています。

ただそれぞれ今までやってきたことは無駄ではなくて、いろんな地域交通の一部であっても、その感謝の気持ちであっても、いろんな形でその姿が見えてきているというのはそれぞれありますから、今後も広く、幌延全域の部分なり部分的に集落ごとなのか分かりませんがそういう形が構成されるやはり一つの、何となく手順が少しずつ理解できるかなという気はして、私はおります。

植村委員

町長あまり弱気にならないで、ここまで来た以上もう意欲を持ってこの事業、けつをたたいて進めてもらいたいなと思います。

やはり、もうね50過ぎて50とか70近くなってきて、こういうことの事業のまとめ役なんていうのはなかなか指導力がないしできないと思うんですよ。

やはり若い、ある程度ね、元気な馬力のある人が、やはりその任を担ってやっていくというのが1番私は将来的にも成功するのかなというふうに思っていますので、やはりそういう面で、今こういったいろんな事業をやりながら、人づくりもやりながら速やかに、こうやって進めて、人選を応募して作って行って、最後に落ち着くところに落ち着いてもらいたいなというふうに思いますんで、どこも人がいない人材不足というのはもうそういう重々承知で、人材不足だからこれ今やろうとしているんでね、そういうことも承知でもう一汗、二汗かいてもらいたいなというふうに思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは間寒別地区地域づくりビジョンについてはこれで閉じたいと思います。

3点目、幌延地域公共交通計画策定について移りたいと思います。

山下地域対策室長

それでは幌延町地域公共交通計画の策定について説明させていただきます。

資料は、文章化された説明資料と、A4横のカラー版資料1でございます。

まず、1番のところ策定趣旨でございますが、令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、活性化再生法と呼ばれるものが改正されまして地方公共団体は地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする、地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画の作成が努力義務化されております。

本町にあっても、長年この地域公共交通に関しては大きな課題として認識しておりましたが、この度、地域間幹線交通と呼ばれる大きな移動、市町村間ですとか都市間などの大きな移動を伴う地域間幹線交通ネットワークと呼ばれるものや、地域内公共交通、幌延町内の移動に関して、取り巻く環境の急速な変化ですとか、又、まちづくりに関しましても、いろいろな取組が進んでおりますので、そこと密接不可分である多様な移動手段確保の観点から、持続可能な地域づくりを進める上でのあるべき姿をデザインするために、幌延町地域公共交通計画を策定する方針としまして、次期定例会において関連経費を令和4年度補正予算案として計上させていただくことになりました。

2番目の計画の概要に関してです。

(1)は、計画の考え方ということで、こちらは国の法律の中で示されているポイントでございます。

①といたしまして、まちづくりや観光振興等の地域戦略との一体性を確保するようという視点がございます。これは今コンパクトシティーなどのまちづくり施策が進められておりますので、そこと交通というものは一体的に考えて進めていく必要があるということです。

更には、住民の移動だけではなくて、観光と絡めて観光客の移動手段の確保、こういった観光振興施策との連携も重視するようというのがポイントでございます。

②といたしまして地域全体の地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保といたしまして、市町村間の幹線交通ネットワークと呼ばれる市町村間の移動のもの、あるいはそれに対して支線の役割になります地域内の交通、これの役割分担を明確化して、ネットワークを構築するようということです。併せて、利便性を向上させるようなダイヤですとか運賃体系のサービス、こういったものも検討するようというのがポイントです。

③といたしまして、地域特性に応じた多様な交通サービスのフル活用と最適化というポイントがございます。こちらの既存の交通資源というものがおりますので、こういったものを総動員して組み合わせるようという考え方です。

更には、AIですとか自動運転ですとか、MaaSといった革新的技術がありますので、地域にとって何が地域交通に必要なのかということをよく考えた上で、技術の面でも取り込むようという視点です。

最後に住民の協力を含む関係者の連携ということで、協議会などを設置して関係者で協議をしつつ、地域交通をデザインしていくようという視点でございます。

こうした国の法律の考え方を踏まえまして(2)本町の計画で考慮していくべき要素というものとして、①といたしましては、地域間幹線交通というものを考えていく必要があるであろうと。これほかの地域と本町をつなぐものをどう考えるのかということです。

なかなか単町だけで、幌延町だけでそこを考えていくのは難しいところではありますけれども、現在留萌管内ですとか、あるいは宗谷管内全体で広域的な計画というものの策定が進んでおります。

宗谷管内に関しましては令和5年度に作成予定ですので、そこの関連性というものを踏まえたときにも、今、タイミングとして幌延町でもこの計画作りというのが望まれるという状況になっています。

更には地域間幹線交通の手段として鉄道やバスといったものがありますが、そこの接続も考慮していく必要があるかと思えます。

それに対して②の地域内交通の考え方ですけれども、この①の幹線交通と地域をどのように結んでいくのかということが論点になってまいります。

こちらはフィーダー交通などと言われてはいますが、そういった交通手段としてどういうものがあるのか、あるいはどういふもので地域内の移動を図ることが望ましいのかというものが必要になってきますし、先ほどまちの拠点の議論の際にも少し出てきましたが、地域の外と地域の中をつなぐ交通の結節点として、ターミナル拠点そういったものをどう考えていくのかということが必要になります。

更には、こういったフィーダー交通に関しても国の補助制度などがございますので、こういったものがどのように実現できるのかということも併せて考えていく必要があるかと思えます。

更には、地域の来訪者や隣接自治体との接続、あるいは運営体制などについても検討していく課題として認識しております。

(3)の部分でございますけれども、計画のスケジュールといたしまして、令和5年3月定例、次期定例会におきまして、予算の計上を検討しております、御審議いただきまして、御議決いただきましたら地域公共交通活性化協議会等の設置に向けて進めてまいりまして、その後計画策定の作業に入りたいと思っております。

(4)の部分ですが、地域公共交通体系の方向性ということで、別添の資料1を御参照いただければと思います。

カラーの横判の方なのですが、こちら上の囲みの部分が地域公共交通計画といたしまして、国で指針として掲げているまちづくりと一体的に持続可能な公共交通を再編するという法律であります。

まちづくりを進める上で住民がどのような移動をしていくのか、そしてまちづくりに不可欠な、外からの人の流れをどういふふうにつけていくのかということ計画で明らかにしていく必要があります。

上の囲みの真ん中の黄色く色塗りしている部分が交通ターミナル整備ということで、先ほどもお話ありましたまちの拠点に関して、交通の結節点というような位置付けになっております。

ここから上に伸びている青色の部分が地域間幹線交通ということで、ほかの地域とつなぐ、都市間アクセスなどを含めまして、これをどのように地域に引き込んでくるのかということを検討する必要があります。

更には、それを引き込んできて交通ターミナルで接続したものが緑の部分ですけれども地域内交通にどのように生かされて地域の皆様が地域の外にアクセスしたり地域内で循環したりできるのかということを検討していく必要があります。

地域内交通の主な手段といたしましてはその下に四つ囲みがございますが、例えば乗り合いタクシーのデマンド型乗り合いタクシーの仕組みであったり、コミュニティーバスであったり、自家用有償運送であったり、そのほかの交通資源が考えられますが、今現在以前からも幌延町内の地域交通を考える上で、三つのエリアで考えていますというのが下半分でございますけれども、幌延市街地地区と幌延周辺地区と問寒別地区、この三つのエリアをどのように捉えていくのかということ、計画の中でも考えてまいりたいと思います。併せて幌延地区と問寒別地区での連絡、これをどうするのかというものも併せて考えてまいりたいと思います。

現行では、幌延市街地区などでハイヤー運賃等助成制度、こちらは令和3年10月から始まっておりますので、これらをどのように活用していくのか、そして幌延周辺地区でも、これらの運賃等助成制度実施しておりますが、利用者の負担が大きかったりとか、あるいは回数に制限があったり、年齢の制限などもありますので、来訪者に関してどのように活用できるのかという部分に関しては、計画の中でもその辺の仕組みについて検討していきたいというふうに考えています。

また、問寒別地区に関しては、現在協力隊によるデマンド交通の実証実験を行っておりますので、こういったものを自家用有償運送化するなどして、よりよく利便性を向上する仕組みなどができないかということも併せて計画の中でも検討していきたいというところでございます。

では説明資料の方に戻っていただきまして、3番の予算措置案でございます。

予算の計上額ですが、1, 112万1千円を積算しております。繰越明許費としての設定を検討しております。

主な経費といたしましては、地域公共交通活性化協議会の開催等の経費として82万7千円、地域公共交通計画の策定経費といたしまして913万円、地域公共交通システムの調査経費といたしまして116万4千円というふうに、計1, 112万1千円となっております。

以上で、地域公共交通計画の策定についての説明とさせていただきます。よろしく願います。

斎賀委員長

ただいまの説明について、何か委員の皆さんから質問、意見がありましたら指名を受けて発言してください。

西澤委員

3番の予算措置案について説明を願います。地域公共交通計画策定経費の913万円の中身と、その下の調査経費の中身についてお伺いします。

山下地域対策室長

まず地域公共交通計画の策定業務に関してですが、こちらの方は計画を策定していくに当たりまして、まず町の状況の整理ですとか現況の把握の課題の整理などがございます。

更には、町民の皆様がどのように移動手段を持っておられるのかとか、あるいは今後どのような希望があるのかといったことに関するアンケート調査などが必要になってくる経費でございます。更には地域間幹線交通として、今現在路線バスですとか鉄道などがございまして、こういったものの実際の乗降、あるいは行き先、目的などのヒアリング調査の経費でございます。また、既存の交通事業者様などへの聞き取り調査なども対象となっております。

それらの現状の把握等を行いまして、幌延町の地域公共交通計画の基本方針ですとか目標の設定、取組内容の検討などを進めてまいりまして、実際の協議会などを立ち上げたときの運営支援などの経費も含めて、こちらの金額というふうになっております。

そしてもう一つの幌延町地域公共交通システム調査業務という部分でございますけれども、こちらに関しましては先ほどのカラー刷りの公共交通体系の方向性というところで、今後の町内の交通の仕組みに関して、今現状を検討している部分がございますけれども、こちらの間寒別地区ですとか幌延周辺地区におきまして、やはり自家用有償運送という仕組みを作っていく必要があるのではないかとというふうに考えておりまして、現在ハイヤー運賃等助成に関しては事務の簡素化など手続の簡素化なども利便性の向上のためにシステムを導入しまして負担軽減措置を図っておりますけれども、今後有償運送の仕組みを導入するに当たっても、そういった可能な限りデジタル化しながら簡素化を図っていききたいというふうに思っておりますので、その上でどういったことができるのか、現行のハイヤー運賃等の助成システムとの整合性ですとか有償運送システムを作った場合のリンク連動性なども含めまして、1年掛けて計画作りと併せて調査を進めてまいりたいという経費でございます。

西澤委員

交通計画の策定経費の913万の方なのですが、これはコンサルタント料ではないということの理解でいいですか。コンサルタント料ではないのですね。

山下地域対策室長

いわゆるコンサルタント会社に委託して、こういった内容の業務を行っていただくという、計画を策定するために必要なものを行っていくという、はい。

西澤委員

多分その見積りなのかと。参考見積りなのか、取ったかと思うのですが、これは何社に取って、どこで取ったのですか

山下地域対策室長

ちょっと現状予算措置という段階ですので、まず1社に見積り内容、計画を策定する上でこちらのリクエストの内容を見積もっていただきましての金額となっております、今後御議決をいただいた後に入札等の措置での、数社でのというふうになっていく流れであります。

西澤委員

私も地域公共交通計画のところ、他町ですけど委員になって入ったのですが、ちょっと、そこが幾らかとかとそういうことではなくて、単年度のコンサル料としては913万円って凄い高いんじゃないかなと思うので、その辺は、今後入札で下がっていくという部

分であれば、まあまあ、あるかなと思います、基本的には高いという印象があるので、そこについてはきちんと精査をして入札に臨んでほしいというふうに思います。

よろしく申し上げます、ぐらいいい言えません。

山下地域対策室長

ほかの町の事例などというところでもあるのですが、大抵この計画策定に関しましては、大体の地域で2か年で取り組む事業というところが多くありまして、そこに関して幌延町は今回1年で計画を作るというような前提で、まとめて1年で作りたいというところでの予算額でしたので、そこで、やはり他町は2年なので、平たくなったりしまして隣町は3年でというようなところもありますので、そうすると単年当たりの経費が下がりますが、合計すると上がるというところもあるかと思っておりますので、1年というところでの金額でございまして。

西澤委員

そうするとまた話がちょっと変わってきて、そこを単年だと例えば3年で300万、1年だと900万というその理屈が分からない。1年でやったら何で900万で3か年になるとそれが300万ずつになっていくのかというのが分からないので、その辺は、積算の中身は何か全然変わってくるのかなと思います。

本当にそういう理由でいいんですか。今の理由でいいんですか。1年だと900万で3年だと300万ずつという説明でいいんですか。コンサルタント料が。

角山企画政策課長

補足の説明になりますけれども、単年度で取り組む場合、幌延町のやり方なのですが、今回3月補正に上げて、繰越しをかけて翌年度早々から着手できますので、12か月はマックス調査期間が取れるという中で、例えば単年度でやった場合、入札ですとか契約期間等を踏まえると12月マックス取るとは難しいと思うんですよ。

その中で2か年でやるということは、12か月を6、6で分けるのか5、5分けてみたいな積算業務量になると思うんですよ。なので1年にやるから安いという部分でいけばその入札に掛かる経費、諸費用の分は1回で済むという部分での節約できる部分なんですよ。それでいくと、ほかの市町村の業務が幾らで受注されているかというのはちょっと分からないですけども、それでいけば2年相当の事業料を1年かけてやるという部分って900万という今見積りになっています。

それと、先ほどの見積りを取った事業者という部分でいけば、留萌振興局でやっている事業者、近隣の状況も分かっているという部分で参考見積りをいただいておりますので、相場感としては、その辺で予算を出させていただいているというところですよ。

あと、加えるならば、その地域の現況把握という部分では、かなりきめ細やかに利用状況を把握しないといけない立て付けになっているので、コンサル料もそうなのですが、調査に要する実際の調査を行う、まとめるというその業務量がかなり大きい計画になってくるので、その部分で金額はちょっと大きくなっているかなというところですよ。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

植村委員

計画なのですが、これ当然この計画を提出しないと色々な関係機関からも、そういう補助制度あるので、補助基準対象にはならないと。地域公共交通計画というのがベースになる話ですよ。これ、うちだけでなくて関係省庁にも提出しなきゃならない、そしてそれを認めてもらって色々な関係の補助金を活用していくということなのではないですか。どうなんですか。それは関係ないですかこれは。

齋賀委員長

ちょっとすいませんここで休憩をもらって、本日の会議は、18時まで延長したいのですがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは18時まで延長してまちづくり常任委員会を続けたいと思います。

山下地域対策室長

委員おっしゃるとおりで、いろいろな財源を活用するというふうになったときには、この計画を認めていただいた上で、前提になった上でその補助金に適合する内容の計画が必須でありますので、今後の実際の運営というようなところを視野に入れて、財源確保というところに関しましては計画が必須であると、策定が必須であると言えます。

植村委員

というのは、各近隣の町でも同じような、この地域公共交通計画というのを作成して、申請するという動きになっているんですよ。そうでしょ。

それで、やはりこの計画書が必要だということなので、検討委員会、協議会ですか、設置しますということ。これで、いろんなことを協議しながら、うちの町に合った交通体系というのはこういう、こうこう、こうですよ。また、近隣とかそういう交通のつながりをやるためにはこういうものが必要ですよということが、きちんと協議された上で契約書を作らなきゃならないというふうに思うのですが、それを同時スタートで1年でそれ作ってしまう、しかも900万も掛けるということのあれ、本当にそれで大丈夫なのという気がして今話聞いたんですけど。

角山企画政策課長

計画策定の進め方なのですが、まずすいません、前提として地域公共交通計画が努力義務化ということになっているので、これがなければ国の支援がなかなか受けられないような今後状況になってくるというのが1点ございます。

それで計画を幌延町も作っていかうということなのですが、大きい地域間の部分は北海道振興局を中心に作っていきます。そういう大きい枠の中で自分の自治体については、こういう計画を作っていく。それが全体できたときに北海道の地域公共交通が一定の計画の下に進められるようになるので、これはぜひ作るべきだということで今回、上げさせていただいているのですが、審議を行う上で議論のたたき台となるデータ、これをコンサル使って情報を集めて、まずその提案、議論するための資料を作るというのがまず先決だと思うんですけども、それを整理するために3月に予算上げて、繰越しさせていただければ、4月からその仕事を、準備作業ができるという流れなので、1年で、何とか作りたいたいと思っているんですが、少しでも調査期間、準備期間を設けるために、3月の補正で上げさせていただいて繰り越すという意図で考えております。

植村委員。

3番目の(3)番目の地域交通活性化協議会の方にどういうメンバーを想像しているのですか。

山下地域対策室長

こちらは国の基準などもございまして、町などが入ってくるのですが、例えば道路管理者であったりとか、あるいは公安委員会だったりですとか、あるいは関係している交通事業者の皆様であったり、地域の代表の方、団体の方であったりそういった方たちが一堂に会して計画作りを進めるということになります。

植村委員。

主だったメンバーというそういうメンバーで、本当に地域の実態に即した計画を作れるのか。地域の代表も入るといことなので、そこはしっかりと議論をして協議に入ってもらいたいと思うのですが、大体は既得権を振りかざしたような団体が入ってくると当然了解、了承も、こういう地域で交通をやることに関しては、そういった既存の団体も了承が必要だということは十分分かるのですが、本当に実情に合った協議をきちっとして計画書を作り上げていくという段階では、逆に今まで室長も先頭になって、これ苦労してやってきて何年ももう、問寒別の無償でやっているデマンドなんていうのはもう3年目かい。それだけやったらもうかなりの、やはり詳しいデータもそろってきているし、これはやはり、もうちょっとそれらを生かして、今幌延に、うちの地域に足りないものは何だということを、きちっとやはり意見を主張して将来に対する計画書を作っていくというのが本当の形じゃないかなと思うんだけどもさ。そういう作業を1年でコンサルに任してというのはどうもね、私は1人で何でもかんでもやれというのはこれ分かるんでできないというのは分かるんですけども、今ね、これだけのコンサル料ということは考えるとね、やはりちょっとね、そういった本当に成果があるものができるのかという心配したものですから、あえて言わせてもらいます。

岩川副町長

委員の御心配されること、十分分かるのですが、企画政策課の方から公共交通計画必要だというお話いただいたのですが、理事者側としては今の体制の中で本当にできるのかということも心配としてございました。実際この交通のいろんなもろもろの調査というのは本来職員がやってやれないこともないかもしれないのですが、それだけの時間と労力というのは、なかなか今の集落支援対策やっている中で、これをやるというのは非常に難しいから、もうちょっと先にしてもいいのではないかという議論はあったのですが、でもやはり、先ほど拠点整備の計画等々もございましてね、やはり、地域の公共交通対策あるいは地域間の結び付けみたいなことというのは今からしっかり議論して計画立てておかないと、JRの関係はありますけども、そこを置いたにしても地域内と地域間交通の在り方というのは、真剣に考えないといけないなということで、企画政策課の方も、何とかこういう体制だけ頑張りたいという申出がありましたのでそれならぜひやってほしいと。ただし無理だろうから、そこは外部委託でできる部分は外部委託使ってもいいよということでやりました。

そして、先ほどおっしゃるコンサル丸投げでいいのかという話なのですが、やはりそこはそうじゃなくて、しっかり役場の組織の中でも各課横断体制組んで、やはり事務局案、町としての案みたいなものはやはり協議会の方にも出していかなくてはならないと思っ
ているんです、たたき台のようなものをですね。その中で、協議会の中でもんでもらうとい
う作業が必要ですから、役場案を出すための素材、調査だとか、資料作りみたいなものは、
コンサルの方をお願いしたいなというふうに考えております。

そして、先ほども申し上げましたように、本来2か年のところでやるところを1年間で
ぎゅっとまとめるものですから、これはコンサル料というのは、言わば人件費みたいなも
のなのでそこに労力が多く割かれるということで、2か年分の労力が集まっているとい
うことでこれぐらいの金額になっているということで、御理解いただければなと思います。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

高橋秀之委員

この経費のこと、さっき、ほかの議員さんも聞いたのですが、1社ということで、1社
の見積りで900何ぼという金額で、それをここの経費に載せてきたと思うのですが、普
通なら3社とか5社とか、見積りを取ってその平均とかいろいろやって、こういう経費つ
て出てくると思うのですが、これ1社ということは、さっき課長の説明の中に振興局の仕
事もしているし地域性も知っているのというそれが理由で、だったら1社でいいよとい
うことで、1社に言われた金額を913万円とここに載っているということですか。後で
3社まとめて見積り合わせをするっていうこと。

角山企画政策課長

今回の予算積算に当たっては先ほど申し上げたとおりです。契約に当たっては、当然、
数社での見積り合わせをした上で予定価格を作るという作業もありますので、その辺は当
然、1社のものを使うということは考えておりませんが、そういった流れで契約は数
社の見積りを取った上で決めたいと思います。

高橋秀之委員

普通はね、3社とか5社から見積りを取って、その中の平均を採るか、低いとこ採ると
きもあるし高いとこ採るも、それが要するに見積り合わせとか入札になると、それが落札
価格として設定、そういうのが普通だと思うのですが、これ1社の金額が913万という、
これがもう落札価格になりますよね。

見積り合わせやってこれは110万だったら落札出した。その決め方っていうのは1社
が1社の見積りで、落札価格を決めるというのは非常に何か矛盾しているのではないかな
と思うのですが、安いところもあれば高いところも出てくると思うんですよね。

角山企画政策課長

あくまで予算額を設置するための、今回は1社の見積りを使っているということでの
で、当然入札なり見積り合わせをしますから、この金額イコール契約金額になるという考
えではございません。又、予定価格も当然見積り合わせする上においては設定しますので、
この予算額イコール契約という認識ではないということをお伝えします。

高橋秀之委員

そうしたら、これは要するに目安がこの金額ですよということで、新たに見積り合わせるときはその前に3社なり5社から見積りを取って、その設定の入札、落札金額というのを決めて、そして正規の見積り合わせをするということによろしいのですか。

角山企画政策課長

今回予算を上げまして通りましたらば、それが予算額にはなりますけれども、予定価格の積算とはまた別で考えますので、はいこれイコールではないですし、数社からの見積り出し、後、仕様書等々も精査が必要な部分もあるかもしれませんのでその辺はまだ変動の余地はあるというふうに考えております。

西澤委員

先ほど課長がこの地域交通に求められているものはちょっと、さっきなんて言ったかちょっと忘れましたが、詳細なデータが必要だというようなお話だったかと思うのですが、このデータ集めに何か月掛けるのですか。そこからお願いします。

先ほど山下室長が言っていた、例えば、あれですかね、JRで何人降りるとか例えば沿岸バス、はぼろ号で何人降りるとかというようなところの交流というか、そういう人の行き来みたいなどのデータが欲しいのかなと。でもそれは1年間掛けてずっとデータを取るということではないでしょうし、1年で計画も作るのですから。データを期間があってそこから計画作りに入るというような認識なのですがそれはどうですか、それでいいですか。

山下地域対策室長

こちらのデータ取りといいますか調査に関してですが、バスに関してとか鉄道に関してというところでございますけれども、今のところの見積りをする上での積算は平日、休日を各1日ずつ実施するなど、40人日ぐらいの調査量というふうに、40人日という調査量を見込んでおります。

西澤委員

先ほどの説明で2年掛けるもの1年でやるのでこういう金額になりましたというお話だったんですね。だけど調査期間は42日ですよ。42日で、先ほど副町長もそのほぼ人件費というようなお話だったのであれですけど、コンサルを使ったら駄目とかそういうわけじゃなくて、ただデータ取りの40、例えばコンサル使うにしても先ほど言ったようにデータが必要なのでという議論の前のデータ取りをするというようなところで、それだけじゃないと思うんですよ。もちろん作成も全部するんだと思うんです、計画の作成、製本するまでの作成、それでいても今まで900万ぐらいのコンサルってあまりなかなか見ないので、金額がでかくないですかというところで、いや2年掛けるもの1年でやるのでこういうふうになりましたと言われても、データを取るのに42日で、あとは計画策定に入るというようなところでいうと、やはりちょっと高いという印象しか持てないのですが、どうですか、どうなのでしょう。

そうやって言われてもそういう見積りの金額で来ているのでという話でしかないんですけど、なかなかちょっとこの金額にしてはなかなか納得できる人がいないかなというふうに思いますけど、なかなかはいそうですかと言うような金額ではないのかなというふうに、間違っちはないですねこの900万という金額。

山下地域対策室長

積算の項目に関しては乗降調査の部分だけではなくて、例えばそれ以外にもそのアンケート調査取ってというところでも、相当な人工数で22日ですとかという部分が掛かっているりしていますので、その掛かる、色々な基礎調査みたいなところに掛かる部分というのが乗降調査以外にもございますので、その辺の人件費というものを考慮していくとこれぐらいの積算になっているというのが実情でございます。

西澤委員

分かりました。

斎賀委員長

ほかに。

無量谷委員

ハイヤー運賃助成ということで1年半ちょっと経って、非常に町民からは徐々に親しみを感じているのかなと感じて喜ばれている状況なのですが、一応今年度の予算として今までどおりの予算なのかその辺、ちょっと聞きたいのであります。

そういう中で、運賃助成の券使っている人は、もう既に足りないよと言う町民がいます。

足りない、あるいは幌延周辺地域だったら回数がありません。利用できないという部分が町民から言われました。だからそういう点の改善策というか、5年度に向けての対策というか、そういうの変更はしないのかなという感じがするのですが、その辺、考えはないのかな。お聞きします。

山下地域対策室長

先ほど今後計画を策定しながら地域内の交通についてどういうふうを考えていくかというのを少し御説明させていただきまして、ハイヤー運賃の助成に関して利用者の負担が大きいですとか回数の関係とかというのはやはり課題として認識しております。

一般の事業用のタクシー運行という緑ナンバーの事業用のというものを全ての区域で、同じ程度の回数をこなすということになりますと、やはり仕組みとしては料金ですとか回数というのに、今の課題が出てくるというふうには認識しておりますので、ここに関してどういう仕組みが最も望ましいのかというのを考えるに当たっても、この公共交通計画の中でどういった移動手段がいいのかというのを検討していきたいというふうに考えております。

一方現状ハイヤー運賃等の助成制度というものの課題というのもございますので、そこに関してはまた別途検討はしていきたいと思っておりますけれども、今朝の新聞でしたでしょうかね、旭川B地区の運賃が720円に初乗り上がるというようなことで、4月適用になるというような新聞の情報等もございましたので、そうしますと、この運賃等の助成の仕組み自体は少し考え方の整理というのが必要になってまいりますので、そこと併せて公共交通計画でどういう移動手段を確保するのか、そこでの早い運賃制度の位置付けであったり、ほかの仕組みがあるのかということについて、総合的に計画の中で考えていきたいとは思っております。

斎賀委員長

ほかに意見ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ちょっとすいません。最後に1点だけちょっといいですか。

先ほどの地域公共交通計画策定で、詳細なデータを集め、そしてそれぞれの専門家が集まってお話をし、そして集まった話の中で地域交通計画を立てると、そうやってやっていったら、これをやっているのはね、幌延ばかりじゃなくて努力義務ということで天塩中川もやるでしょう、天塩もやっています、豊富も皆やるんでしょ。そういった方たちが集まった中で、みんな宗谷本線いらんよ宗谷本線いらなくても私たちの作った地域公共交通システムでうまくやっていける、だけど足りない部分はここだねと、これを今国にお願いしてお手伝いをしてもらうことができないのかということになってしまったら宗谷線がなくなるのが早くなるような気がするのですが、この地域公共交通計画作ることについて宗谷本線活性化協議会で何か話題になったり、話になったりはしてないのかちょっとそれをお聞きしたいんです。

野々村町長

そういう地域網の、この地域交通網の関係でJRがなくなるということではなくて、JRは稚内までなくさないという向きで協議会はいまだ頑張っているところです。

齋賀委員長

ずっと継続して頑張ってもらいたいと思いますけれども、いや、それは危惧しているそれ、せっかく調べたものが宗谷本線、そうなるための交通になってしまわないようにお願いしてこの予算付けを本会議で、何かしたいと思います。

それでは以上をもちまして、企画政策課所管の三つを終わります。

ここで休憩を取ります。

(17時11分 休 憩)

(17時12分 開 議)

齋賀委員長

休憩を解いて会議を再開します。

その他ありますか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので以上をもちまして令和5年度第1回まちづくり常任委員会、全日程終了します。

御苦労さまでした。

(17時13分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 齋 賀 弘 孝

以上、記録する。

主 任 横 山 薫